

# 第5章

バリアフリー化の推進に関して

(バリアフリー法におけるマスタープラン及び基本構想)

## 第5章 バリアフリー化の推進に関して

### (バリアフリー法におけるマスタープラン及び基本構想)

#### 5-1 バリアフリー化の推進に当たって

##### (1) 背景と目的

バリアフリー化については、高齢者や障がい者など、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自由に快適に移動することができるよう、交通機関や建築物、公共施設等において、着実に進められてきました。しかしながら、バリアフリー化が施設ごとでバラバラに進められることや、ソフト面での対策が不十分であるといった課題もありました。

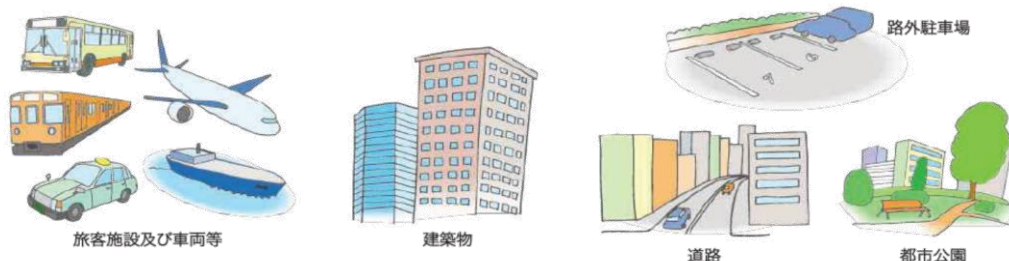
これら課題への対応として国においては、平成6（1994）年制定のハートビル法と平成12（2000）年制定の交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（いわゆるバリアフリー法）」を平成18（2006）年に制定し、面的なバリアフリー化に加え、住民参加等のソフト面の施策充実が図られたところです。また、これ以降も、すべての人たちが障がいの有無、年齢等によって分け隔てられない共生社会の実現に向け、ハード、ソフト両面での施策推進のための法改正が平成30（2018）年、令和2（2020）年に行われたところです。

本市においては、このバリアフリー法のもと、平成28（2016）年3月に「郡山市バリアフリー基本構想」を策定しましたが、今回改正された当法の趣旨を踏まえつつ、また、まちづくり分野と連携したバリアフリー化のより一層の推進を図るため、改めて同法第24条の2に規定の「移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）」及び同法第25条に規定の「移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）」を策定するものです。

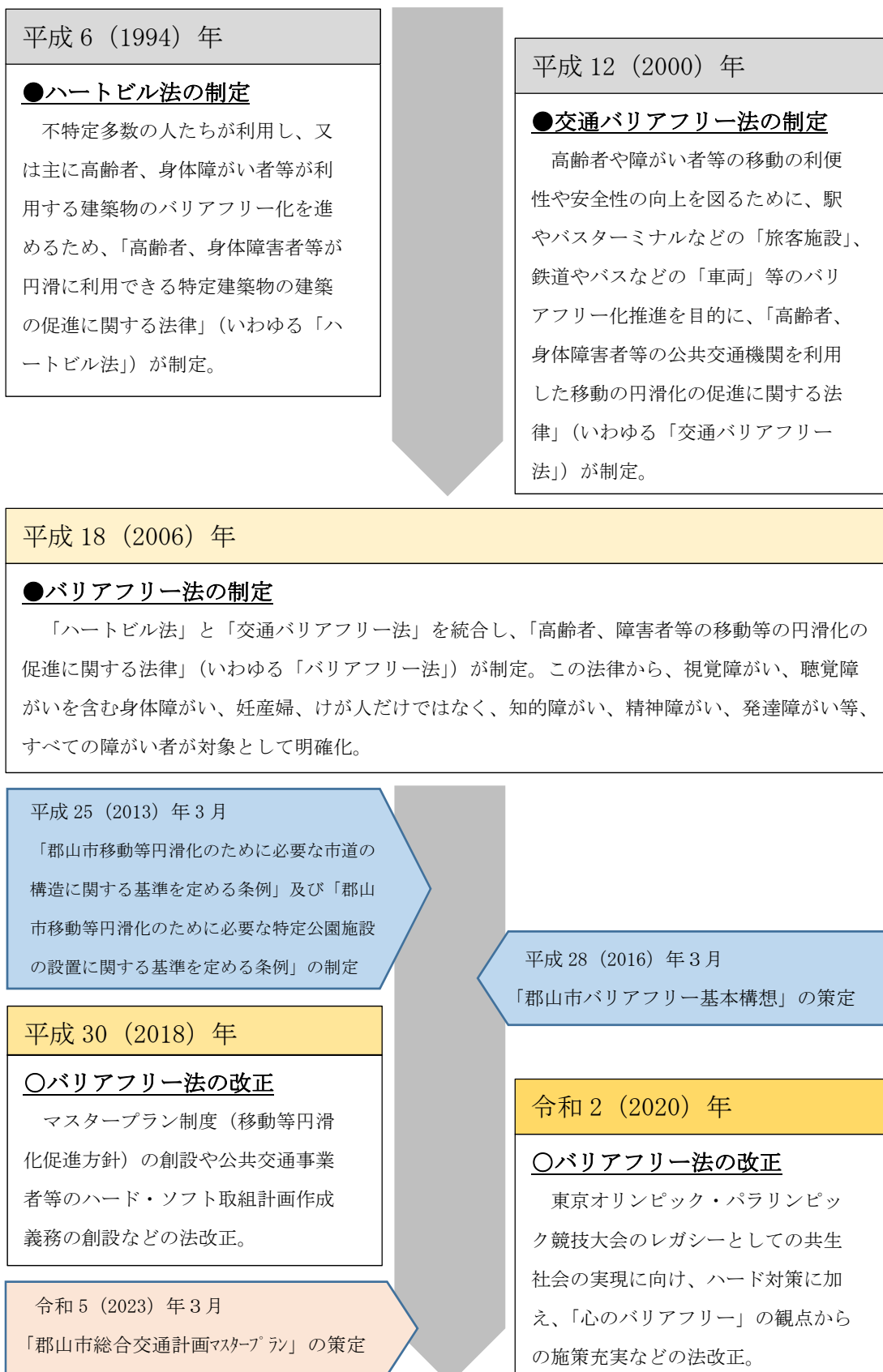
##### (2) 制度の概要

###### ① バリアフリー法の趣旨

高齢者、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者を含むすべての障がい者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性・安全性の向上を促進するため、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、一体的なバリアフリー化を推進するものです。また、バリアフリー化のためのソフト施策も充実します。



## ② バリアフリー法の変遷等



③ 法律の基本的な仕組み

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の概要

※令和2年法改正の内容について、赤字は令和2年6月19日施行  
青字は令和3年4月1日施行

### 1. 国が定める基本方針

- 移動等円滑化の意義及び目標
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針
- 基本構想の指針
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 情報提供に関する事項
- その他移動等円滑化の促進に関する事項

### 2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

- 移動等円滑化の意義及び目標
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針
- 基本構想の指針
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 情報提供に関する事項
- その他移動等円滑化の促進に関する事項

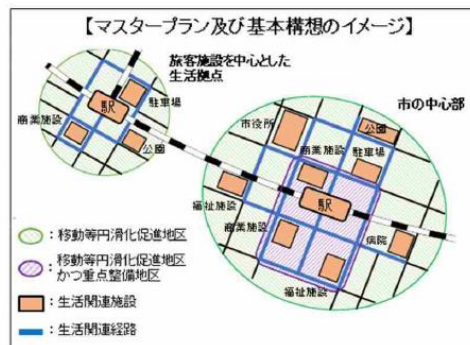
### 3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ▶ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- ▶新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- ▶各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための**広報・啓発活動の努力義務**
- ▶公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
  - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
  - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
  - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
  - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)



### 4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・マスタープランにおいて、その他の記載事項として記載可能だった**「心のバリアフリー」に関する事項を計画に明記することを求めることとし、移動等円滑化に係るソフト面での取組を推進**
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び**「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスタープランには**具体的な事業について位置づけることは不要**)
- ・定期的な評価・見直しの努力義務



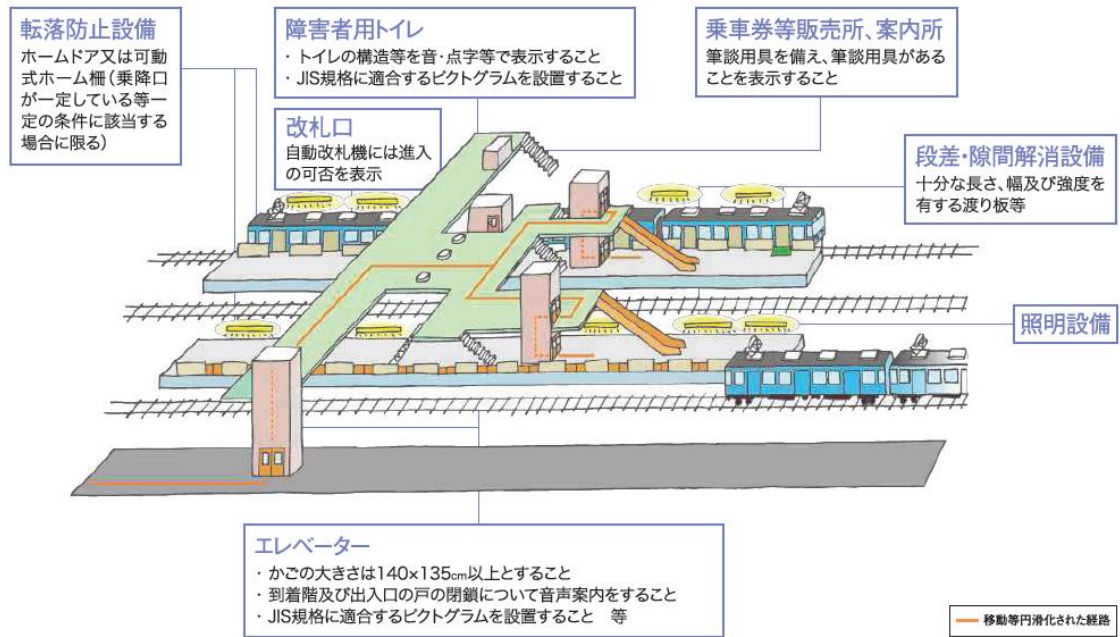
### 5. 当事者による評価

- ・高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)

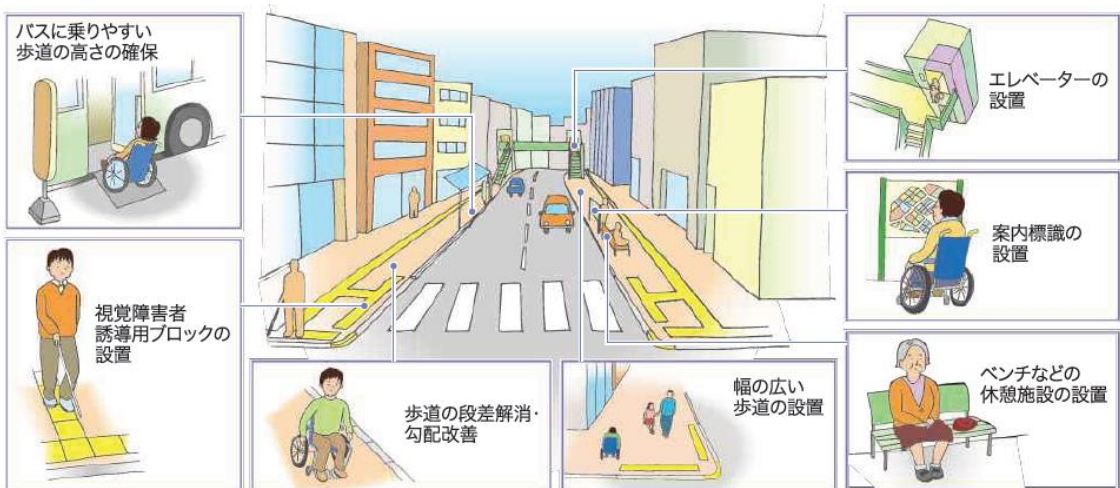
#### ④ バリアフリー化の内容

公共交通機関、建築物、道路・公園等の公共公益施設等を新設する場合、それぞれバリアフリー化基準への適合が義務付けられ、既存の施設においても、基準適合への努力義務が課せられています。主な内容は、以下のとおりとなります。

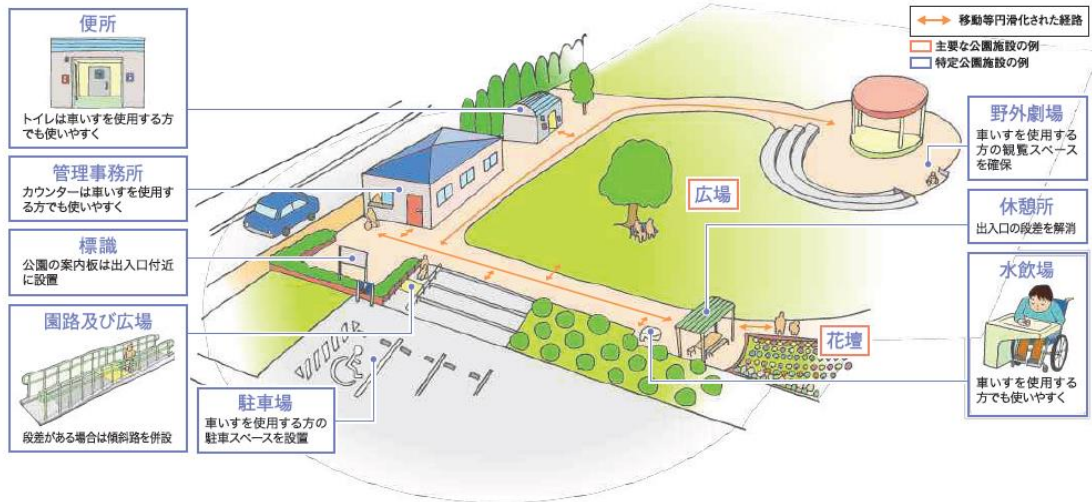
#### 旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル等）



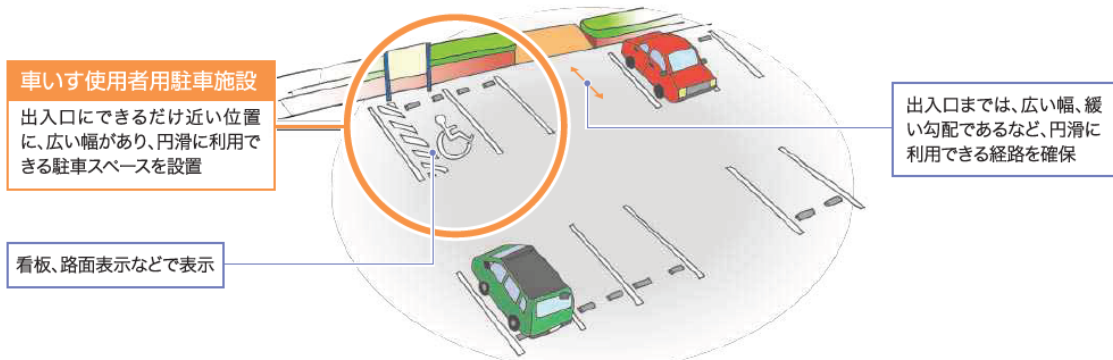
#### 道路



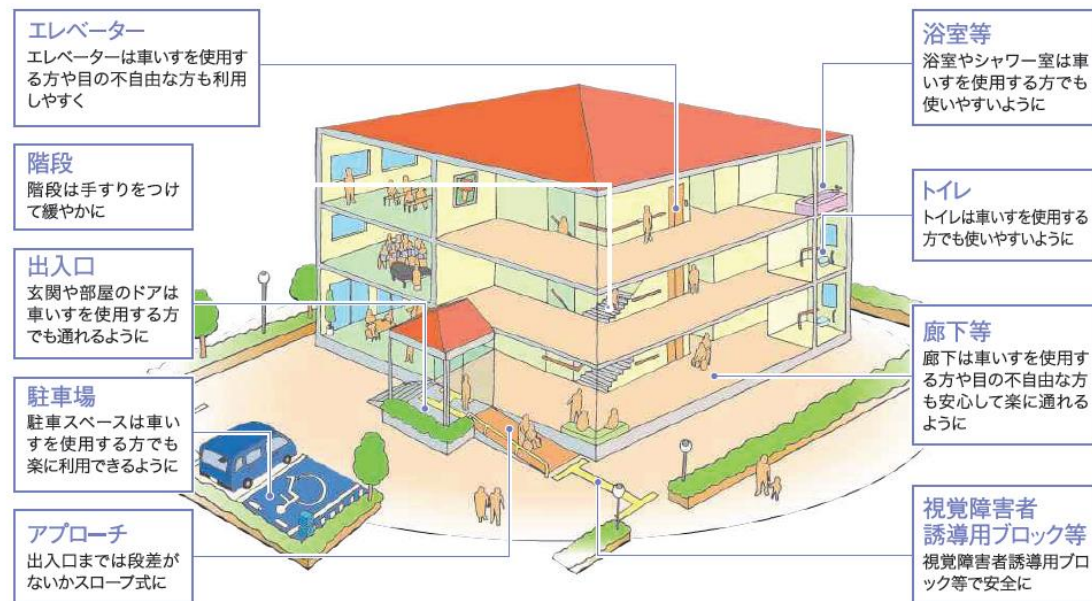
## 都市公園



## 路外駐車場



## 建築物



### (3) バリアフリー法における市町村計画のイメージ

バリアフリー法では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性・安全性の向上を促進するため、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を推進することとされ、推進に当たっては、市町村において同法第 24 条の 2 に規定される「移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）」、さらに同法第 25 条に規定される「移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）」の作成に努めることとされています。

バリアフリー化については、これらの計画に基づき、高齢者、障がい者等が日常的に利用する旅客施設や建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路など、施設の管理者相互の連携・調整を行いながら、面的・一体的な整備を推進するとともに、高齢者や障がい者等の困難を自らの問題として認識し、理解を深め、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」を含めた、ハード、ソフト両面のバリアフリー化の推進を図ることになります。

#### 《参考》 バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方は共通している部分があり、ともに快適で自由に行動できる社会を目指すものとなります。それぞれの定義は以下のとおりです。

バリアフリー	ユニバーサルデザイン
障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。	バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

#### (4) 計画に記載する事項

市町村が作成する「移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）」及び「移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）」では、おおむね以下の事項について記載することとなっています。

##### ●バリアフリー法【第24条の2（移動等円滑化促進方針）第2項及び第3項】

2 移動等円滑化促進方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 <u>移動等円滑化促進地区の位置及び区域</u>
二 <u>生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項</u>
三 <u>移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項</u>
四 前三号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
3 前項各号に掲げるもののほか、 <u>移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。</u>

##### ●バリアフリー法【第25条（移動等円滑化基本構想）第2項及び第3項】

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 <u>重点整備地区の位置及び区域</u>
二 <u>生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項</u>
三 <u>生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項</u>
四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、 <u>重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする</u>

#### (5) 計画期間

計画期間は、前章までに整理している「交通計画マスタープラン」の目標年次に合わせ、2030年とします。なお、施策の進捗状況についてフォローアップを適宜行い、必要に応じて見直しを検討します。



## 5-2 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

### (1) バリアフリーマスタープランについて

バリアフリーマスタープランは、バリアフリー法第24条の2に規定される「移動等円滑化促進方針」であり、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区に「移動等円滑化促進地区」を設定し、面的・一体的なバリアフリー化の促進等について市が示す計画になります。

当マスタープランは、都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の地域公共交通計画、その他関連計画と連携・整合した上で、促進地区のバリアフリー化に関する基本的な方針、設定する生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設）及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路）などについて、検討することになります。

### ● 「移動等円滑化促進地区」のイメージ



## (2) これまでの取組

誰もが快適で自由に行動できる社会の実現に向け、本市では、これまでもバリアフリーとユニバーサルデザインの考え方を取り入れたハード、ソフト両面での取組が行われております。なお、代表的な取組は、以下のとおりです。

事業名	事業内容	担当所属
公衆便所整備事業	公衆便所を清潔で快適に利用できるよう、老朽化した施設の建替えや改修を行います。	環境部 3R推進課
環状道路等街路整備事業	安全・円滑な道路交通や地域間のアクセス向上を図るため、環状道路網を構成する都市計画道路の整備を進めます。	建設部 道路建設課
無電柱化促進事業	災害に強い道路環境整備、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上・改善のため、無電柱化の推進を図ります。	建設部 道路建設課
通学路安全対策事業	登下校中の児童を巻き込む悲惨な交通事故が全国で多発したことを受け、対策工事等により通学路における安全対策の継続的な強化を図ります。	建設部 道路建設課 道路維持課
交通安全施設整備事業	市民が安心して暮らせる生活環境の実現のため、交通安全施設（カーブミラー等）の整備を実施します。	建設部 道路維持課
大町土地区画整理事業	中心市街地の空洞化を防止し活性化を図るため、宅地の整理を行い街区の再編を推進します。	都市構想部 区画整理課
土地区画整理事業	区画整理の手法により宅地の整理を行い、安全で安心して暮らせる都市基盤の整備を推進します。	都市構想部 区画整理課
公園整備事業	地域住民の憩いの場、活動の場として、日常的な利用に供される都市公園の整備を図ります。	都市構想部 公園緑地課
公園トイレ整備事業	老朽化したトイレのユニバーサルデザイン化を進め、施設利用者の利便性の向上を図ります。	都市構想部 公園緑地課
小中学校施設環境整備事業	老朽化した学校施設の改修をはじめ、近年の気候変動や社会環境の変化等に対応するための改修を計画的かつ継続的に行う。	教育総務部 総務課
小中学校長寿命化改修事業	校舎の老朽化対策及び財政コストの抑制・平準化として、施設の適正な規模・配置を踏まえた長寿命化改修を行い、安全・安心な学校環境づくりを進めます。	教育総務部 総務課
防犯灯設置事業	市道等への防犯灯の設置を進めるとともに、防犯灯の光源をLED灯へ段階的に変更します。	市民部 セーフコミュニティ課

事業名	事業内容	担当所属
社会福祉施設整備事業	社会福祉法人等が設置する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の助成を行います。	保健福祉部 障がい福祉課
高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	高齢者が転倒等により、要介護状態になることを防止するため、自宅への手すりの取り付けや段差解消等の軽易な住宅改修費用の一部助成を行います。	保健福祉部 健康長寿課
老人福祉施設等整備補助事業	高齢者が地域において生きいきと安心して暮らせるよう、老人福祉施設等の整備に要する費用の補助を行います。	保健福祉部 介護保険課
地域生活拠点型再開発事業	老朽化した市街地環境の整備改善及び市街地住宅の供給に資するため、土地利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を支援します。	都市構想部 都市政策課
市街地再開発事業	中心市街地の計画的な再開発に対し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能を更新し公共の福祉に寄与する再開発事業を支援します。	都市構想部 都市政策課
ユニバーサルデザイン推進事業	UD社会の実現のため、市民・市民活動団体・事業者・行政が協働でユニバーサルデザインの推進を図ります。	市民部 市民・NPO活動推進課
交通安全活動事業	交通事故をなくすため、セーフコミュニティ活動を推進しながら、交通安全教室、市民大会等を実施するとともに、交通安全活動団体の活動を支援します。	市民部 セーフコミュニティ課
多文化共生推進事業	外国人住民等の利便性向上とともに、観光誘客及び交流人口の増加を図るため、情報媒体の多言語化のほか、外国人住民等とのコミュニケーション能力向上を推進します。	文化スポーツ部 国際政策課
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	心身に支障のあるひとり暮らし高齢者等の在宅生活での不安感解消と事故発生を防止するため、緊急時に緊急通報受信センターと連絡できる機器の貸与を行います。	保健福祉部 地域包括ケア推進課
通学路等交通安全確保事業	道路管理者、警察、学校、地域の関係団体が合同で通学路の安全点検を行い、安全対策の継続的な強化を図ります。	学校教育部 学校教育推進課
<p>この他にも、利用者の利便性向上や施設の機能強化、バリアフリー化を図るため、「郡山駅東口整備事業（※1）」、「新駅設置事業（郡山富田駅の整備）（※2）」、「安積永盛駅西口広場改修事業」などが実施されています。</p>		

※1「郡山駅東口整備事業」:

郡山駅東口において、利用者の利便性向上、交通結節点の機能強化の一環としてエレベーター及びエスカレーター等の整備を行い、バリアフリー化を図りました。



※2「新駅設置事業（郡山富田駅の整備）」:

公共交通の利用促進や地域の活性化、さらには災害時における物資輸送ルートや避難者の移動手段を確保するため、磐越西線の郡山駅から喜久田駅間に新駅「郡山富田駅」の設置、南北自由通路及び駅前広場等、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた周辺環境の整備を実施しました。



### (3)本市のバリアフリーに関する課題

第1章で整理した本市の現状や、関係団体からの意見等を踏まえ、バリアフリーに関する課題を整理します。

#### ① 本市の現状

- 人口減少、少子高齢化が進行する中、自動車運転の困難な高齢者が増加する見込み。
- 交通分担率では、自動車を利用する方の割合がいまだに高く、公共交通の利用者は減少傾向にある。これにより郊外部でのバス路線廃止が進んでいる。
- 郡山市立地適正化計画を策定し、「すべての市民が安心して暮らせる拠点と公共交通ネットワークの形成」を基本方針に掲げ、コンパクトなまちづくりを目指す。

#### ② 市民等意識調査（第二次こおりやまユニバーサルデザイン推進指針より）

##### ●日頃よく利用する施設について

・「施設に駐車場がない、台数が少ない」、「予約など利用手続きが面倒」、「案内表示が分かりにくい」等の不便さ。

##### ●日頃よく利用する歩道や道路、公共交通について

・「歩道が狭い、歩道が連続していない」、「防犯灯など照明が少ない」、「運転マナーが悪い」等の不便さ。

##### ●ユニバーサルデザインのまちづくり推進について

・「安全で快適な歩道や自転車道の整備」、「利用しやすい公共交通機関の普及」等が求められている。

#### ③ こおりやまユニバーサルデザイン推進協議会から市への提言（※資料編 資料-2 参照）

##### ●提言① 誰にでも利用しやすい交通・移動について

・誰もが歩道をスムーズに、安心して通れるように、エレベーターの設置、歩道の段差解消や除雪を徹底する。

##### ●提言② 誰にでも利用しやすい施設について

・長い距離を歩いて移動することが困難な人の利便性向上のため、施設の近くに駐車場を多く設置する。また、誰もが施設内へ不自由なく出入りでき、ステージにも容易に登壇できる等のバリアフリー化を進める。

・人が多く集まる施設においては、ピクトグラム、多言語表示及び案内・誘導の目印となる色を含め、統一した案内板を設置する。

・郡山駅を含め、施設内にくつろげるベンチや、駅の周辺に休憩できる公園を増やす。また、多目的トイレの数を充実させ、個々のトイレ内の非常用ボタン等の配置を統一する。

##### ●提言⑦ 誰にでも分かりやすい案内と観光について

・電車やバスの乗り換え、目的地までの距離等を分かりやすく示す案内板を設置する。

・道路標識や案内板をより大きくかつ見やすいものとし、外国人にも分かりやすくするため多言語表記にする。

##### <参考意見>

・通行量の多い横断歩道内に、エスコートゾーンを設置する。

・誰もが乗り降りしやすいノンステップバス等の低床型バスの普及に努める。

・鉄道とバスで共通して利用できるICカード乗車券を導入する。

#### (4) バリアフリー化の推進に関する基本的な方針及び目標

##### ① 基本的な方針

バリアフリー化の推進に係る基本的な方針については、上位計画である「郡山市まちづくり基本指針【あすまちこおりやま】」の大綱V「暮らしやすいまちの未来」に位置付けられた分野別将来構想を基本とし、併せて関連する「第二次こおりやまユニバーサルデザイン指針」、「郡山市都市計画マスタープラン」、「郡山市総合交通計画マスタープラン」等との整合・調和を図り、以下のとおり定めます。

すべての人が安心して円滑に移動でき、  
快適に暮らせるまち

共生社会の実現に向け、幅広い関係者が連携しながら、ハード・ソフト両面でのさらなるバリアフリー化を推進し、障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、すべての人が「住んでいてよかったなと思えるまち」、「安心して暮らせるまち」、「思いやりがあり、誰にでも優しいまち」、「どこにでも自由に行けるまち」を目指します。

##### ② 計画の目標

基本的な方針の実現に向け、旧バリアフリー基本構想で定めた方針やバリアフリーに関する課題等を踏まえつつ、以下「3つの目標」を設定します。

###### **目標1** 安全・安心に継続的かつ計画的な施設整備

⇒ 高齢者や障がい者等が自立した日常生活を営むことができる社会構築に向けた環境整備が求められています。整備に当たっては継続的かつ計画的に進めます。

###### **目標2** みんなで支え合う心のバリアフリーの推進

⇒ 施設や車両等のハード整備だけでなく、高齢者、障がい者等の移動等円滑化に関する理解及び協力、いわゆる「心のバリアフリー」が不可欠です。ハード整備に加え、わかりやすい情報発信や教育など、ソフト施策も併せて進めます。

###### **目標3** 市民・事業者・行政が連携した取組の推進

⇒ バリアフリー化に関係する方々は多岐にわたります。市民、事業者、行政が連携し、重点的・一体的なバリアフリー化に関する取組推進を図ります。

#### (5) 移動等円滑化促進地区の考え方

「移動等円滑化促進地区」は、バリアフリー化を促進することが特に必要であると認められる地区であり、当促進地区の要件は、バリアフリー法第2条第23号及び同法第3条第1項に基づき、国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、以下のとおり示されています。

イ 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

【基本方針】⇒ 原則として、生活関連施設がおおむね3以上所在。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。

【基本方針】⇒ 高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の実態、将来の方向性等の観点から総合的に判断。

ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

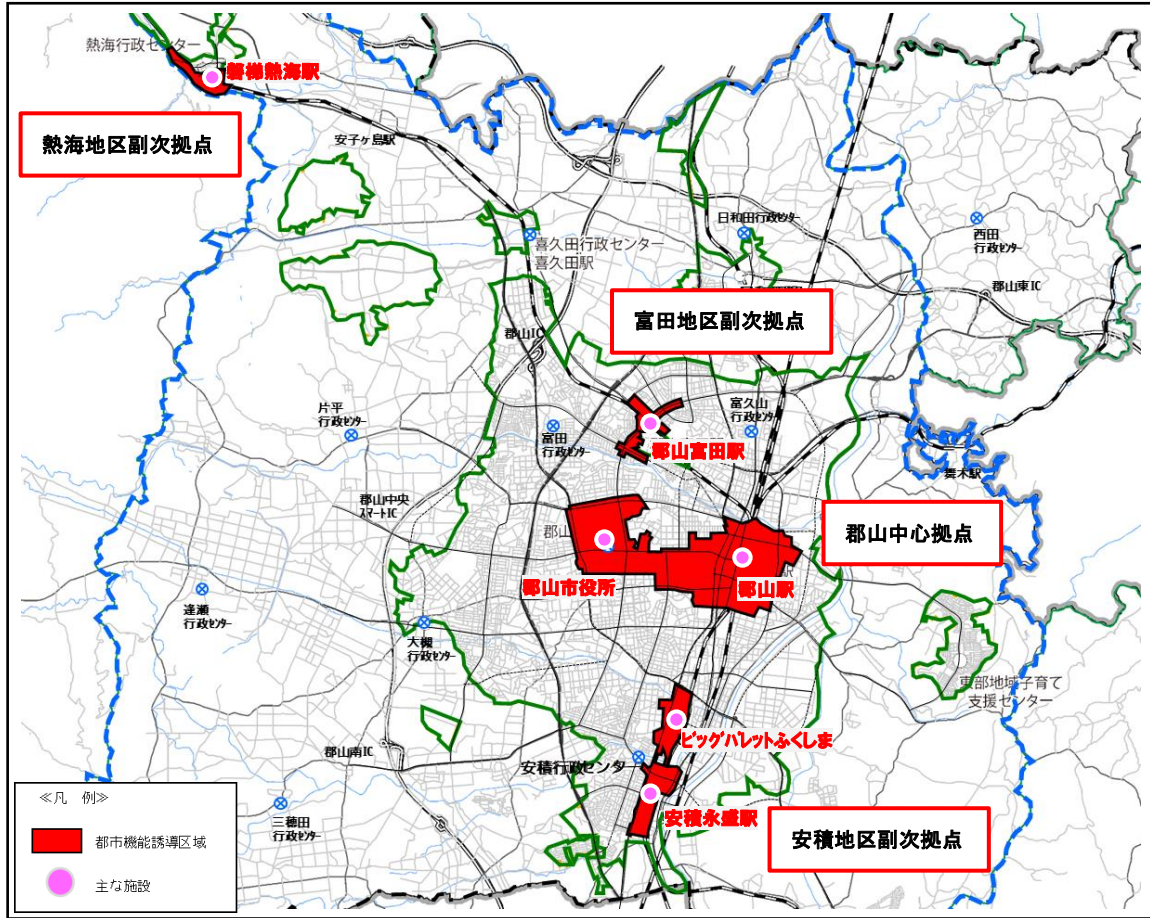
【基本方針】⇒ 都市機能としては、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能などを想定。

「移動等円滑化促進地区」については、上述の地区要件を踏まえるとともに、都市基盤や都市サービス施設の立地、既存ストックの有効活用、地域の実情など、まちづくりの観点を含めて総合的に判断する必要があります。

このため、本市においては、都市計画マスタープランの将来都市構造を踏まえつつ、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・集約し、各種サービスの効率的な提供を図る区域として、郡山市立地適正化計画で設定している「都市機能誘導区域」を基本に検討することとします。

なお、本市の「都市機能誘導区域」は、以下に示す区域となっています。

【都市機能誘導区域及び中心施設】



(6) 促進地区の設定

上記に示した都市機能誘導区域をもとに、都市基盤や都市サービス施設の立地状況、さらにはバリアフリー化を推進するに当たっての優先順位等も考慮した上で、以下に示す4つの地区を「移動等円滑化促進地区」に設定します。

【移動等円滑化促進地区の設定】 (※詳細な設定等は(8)各移動等円滑化促進地区で示します。)

◆都市機能誘導区域	◆促進区域の検討箇所	◆促進区域への設定
郡山中心拠点	郡山駅周辺	⇒設定する
	郡山市役所周辺	⇒設定する
富田地区副次拠点	郡山富田駅周辺	⇒設定する
安積地区副次拠点	安積永盛駅周辺	⇒設定する
	ビッグパレットふくしま周辺	⇒設定しない。都市サービス施設等の集積状況を見ながら今後検討。
熱海地区副次拠点	磐梯熱海駅周辺	⇒設定しない。都市サービス施設等の集積状況を見ながら今後検討。







## ア) 地区の状況及びバリアフリー化の考え方

本市は、こおりやま広域圏のけん引役として、圏域全体の発展、圏域住民の暮らしを支える役割が期待され、その中において郡山駅周辺地区は、都市圏の中心にふさわしい拠点性と求心力を備えた高次な都市機能の集積とともに、円滑な交通体系の構築が求められています。このことから、これまでに大町横塚線や駅前大通り等の幹線道路の整備、郡山駅西口等の市街地再開発事業の実施、郡山駅構内をはじめ、駅東口など施設のバリアフリー化、フロンティア通り等、回遊性向上のための道路高質化、さらに現在、本市の玄関口にふさわしい市街地形成を図るための大町土地区画整理事業を進めています。

今後は、本市が有する地理的優位性のもと、郡山駅周辺地区の充実した交通網及び都市基盤を有効活用し、利便性の高い都市機能サービスを提供する拠点として、行政、交通事業者、民間事業者及び利用者が一体となり、公共交通機関をはじめ、各種建築物、道路、公園等、面的なバリアフリー化により回遊しやすい都市環境の確保及び心のバリアフリーに関する取組を推進していきます。

### ●郡山駅西口周辺



イ) 地区の概要

【生活関連施設】

	地区の面積	約 235 ヘクタール
生活 関 連 施 設	旅客施設	郡山駅、郡山駅西口バスターミナル
	官公庁施設	市民サービスセンター（ビッグアイ）、駅前交番、郡山消防署、郡山税務署、ハローワーク郡山《参考施設（区域外）郡山合同庁舎、福島地方裁判所》
	教育・文化・運動施設	郡山萌世高（ビッグアイ）、金透小、橘小、各専門学校、ふれあい科学館（ビッグアイ）、観光案内所、市民文化センター、清水台地域公民館、橘地域公民館《参考施設（区域外）赤木小、芳賀小、芳賀地域公民館、赤木地域公民館》
	保健・医療・福祉施設	今泉眼科病院、郡山病院、寿泉堂総合病院、星総合病院、長寿社会振興センター（ビッグアイ）、ペップキッズこおりやま
	商業施設	モルティ（ビッグアイ）、エスパル郡山、ピボット、アティ郡山、うすい百貨店、イオンタウン郡山、ヨークタウン郡山堤下、ヨークベニマル横塚店、ヨークベニマル方八町店、郡山東ショッピングセンター
	都市公園、都市緑地	本町緑地、中町緑地《参考施設（区域外）21世紀記念公園、麓山公園》
	その他施設	郡山駅西口駐車場、郡山商工会議所、ゆうちょ銀行、大東銀行、まごっせプラザ、下水道管理センター、県看護協会



【生活関連経路】

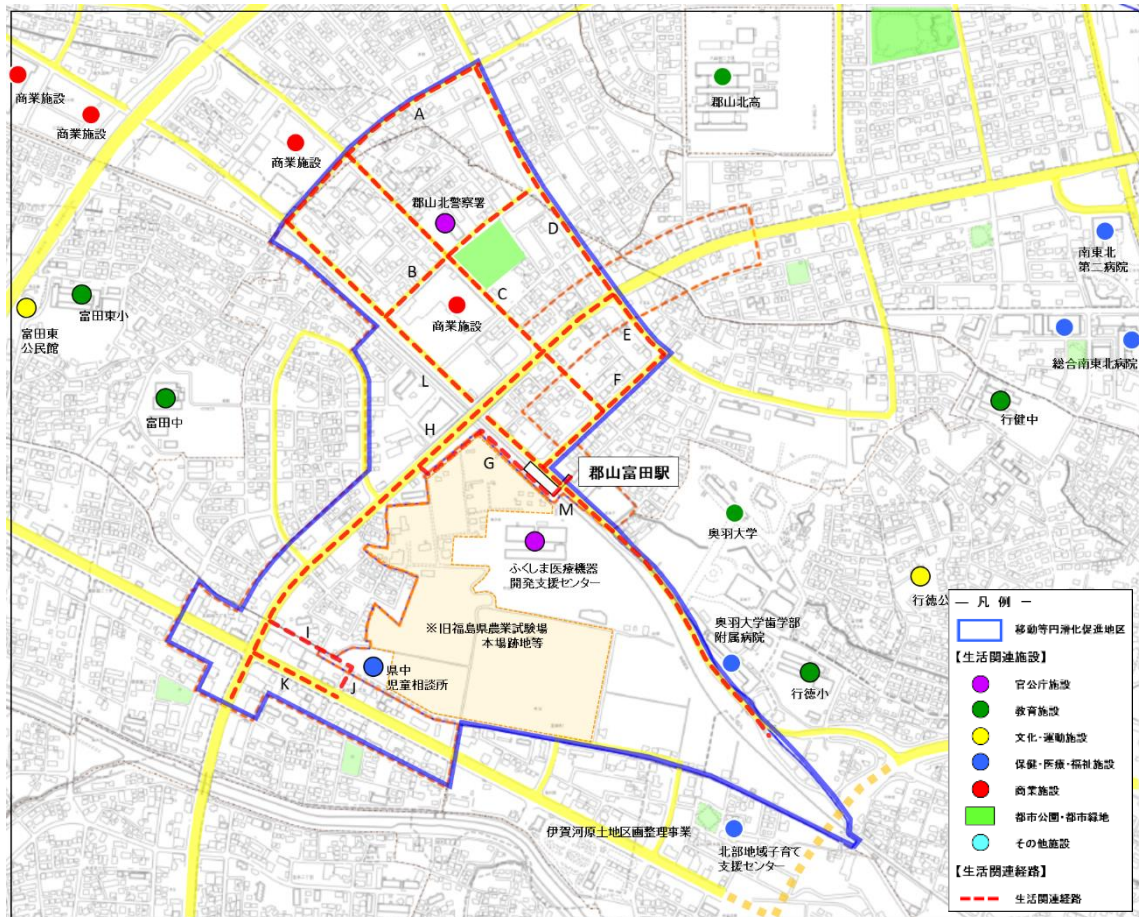
生活 関 連 経 路	A: (市 1-75) 向河原大町線 【(都 3・3・131) 大町横塚線】	B: (市 1-52) 日出山久保田線 【(都 3・4・111) 東部幹線】
	C: (市 1-56) 赤沼方八町線 【(都 3・3・132) 東部 1 号線】	D: (市 43904) 谷島町方八町二丁目線
	E: (市 43547) 芳賀一方八町二丁目 1 号線	F: (市 43092) 芳賀三方八町二丁目線
	G: (市 431036) 松木町 1 号線	H: (市 43090) 芳賀三丁目堤下町線
	I: (市 1-31) 大町大槻線 【(都 3・4・112) 駅前境橋線】	J: (市 1-32) 本町開成線 【(都 3・3・105) 本町谷地林線】
	K: (市 43328) 駅前一丁目中町 2 号線	L: (市 43337) 駅前二長者二丁目線 【(都 7・3・171) 日の出通り線】
	M: (市 43747) 堤下町堂前町 4 号線	N: (県) 須賀川二本松線 【(都 3・5・119) 須賀川二本松線】
	O: (県) 郡山停車場線 【(都 3・4・107) 郡山駅庚垣原線】	P: (県) 郡山湖南線
	Q: (県) 小野郡山線 【(都 3・4・113) 飯豊郡山線】	R: (県) 郡山大越線 【(都 3・4・2) 国道 4 号線】
	S: (その他) 郡山駅東西自由通路	T: (その他) 郡山駅西口駅前広場 【(都 3・4・107) 郡山駅庚垣原線】
	U: (その他) 郡山駅東口駅前広場 【(都 3・3・132) 東部 1 号線】	



## ② 郡山富田駅周辺地区

区域の設定範囲については、郡山市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」を踏まえつつ、移動等円滑化促進地区内の核となる施設（郡山富田駅）を中心におおむね 800 m の徒歩圏内を目安とします。

### 【移動等円滑化促進地区、生活関連施設及び関連経路】



### ア) 地区の状況及びバリアフリー化の考え方

郡山富田駅周辺地区については、郡山駅から北西約 3 km に位置し、1992（平成 4）年以降に事業開始された富田東、八山田第二、伊賀河原地区等の土地地区画整理事業区域に隣接した地区です。当地区周辺は、近年、人口増加が著しく、今後も地区発展が期待できる開発ポテンシャルが高い拠点であり、平成 29（2017）年 4 月に、郡山富田駅が新設されました。

今後は、郡山富田駅を中心に郡山駅周辺の広域的な中心拠点を補完する考えのもと、当地区における充実した交通網及び都市基盤を有効活用し、利便性の高い都市機能サービスを提供する拠点のひとつとして、行政、交通事業者、民間事業者及び利用者が一体となり、公共交通機関をはじめ、各種建築物、道路、公園等、面的なバリアフリー化により回遊しやすい都市環境の確保及び心のバリアフリーに関する取組を推進していきます。

イ) 地区の概要

【生活関連施設】

	地区の面積	約 88 ヘクタール
生活 関 連 施 設	旅客施設	郡山富田駅
	官公庁施設	郡山北警察署、ふくしま医療機器開発支援センター
	教育・文化・運動施設	《参考施設（区域外）奥羽大学、郡山北高、行徳小、富田東小、富田中、行徳中、行徳地域公民館、富田東地域公民館》
	保健・医療・福祉施設	県中児童相談所、《参考施設（区域外）奥羽大学歯学部附属病院、総合南東北病院、南東北第二病院、北部地域子育て支援センター》
	商業施設	カインズホーム《参考施設（区域外）ヨークタウン八山田、ニトリ、ヤマダ電機》
	都市公園・都市緑地	（仮称）富田東中央公園《参考施設（区域外）八山田公園》
	その他施設	—

【生活関連経路】

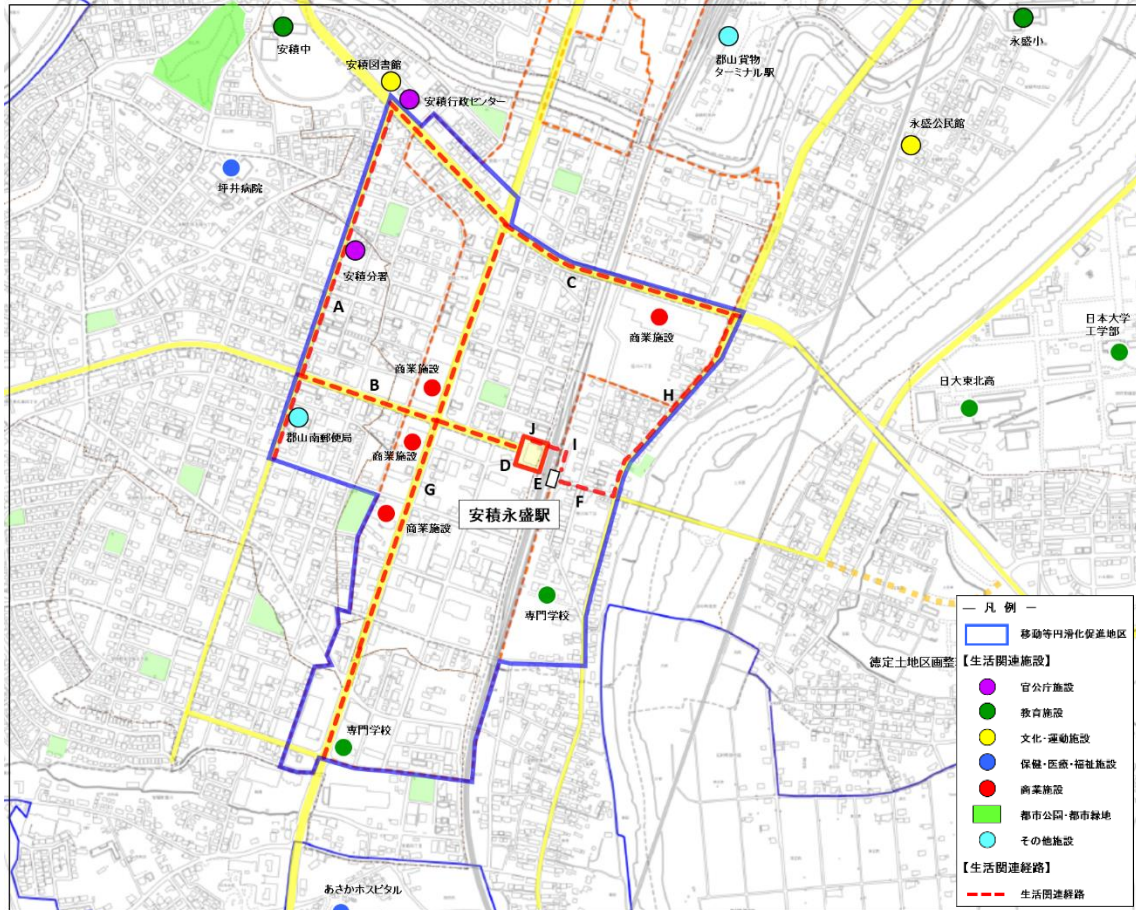
生活 関 連 経 路	A: (市 1-38) 桑野日和田線 【(都 3・3・143) 八山田 2 号線】	B: (市 431687) 富田東三丁目八山田西五丁目 3 号線 【(都 7・5・160) 富田東 4 号線】
	C: (市 431686) 富田東五丁目八山田西一丁目線 【(都 3・5・158) 喜久田富田線】	D: (市 431683) 富田東四丁目八山田西五丁目 2 号線 【(都 3・4・144) 八山田 3 号線】
	E: (市 431680) 富田東六丁目五丁目 2 号線 【(都 3・4・156) 富田東 2 号線】	F: (市 431679) 富田東五丁目 15 号線 【(都 3・4・155) 富田東 1 号線】
	G: (市 44355) 富田東一丁目 19 号線	H: (市 1-30) 荒井八山田線 【(都 3・3・104) 内環状線】
	I: (市 43444) 石堂池ノ上線	J: (市 431216) 名郷田二丁目 1 号線
	K: (市 1-36) 伊賀河原西柳作線 【(都 3・3・103) 郡山インター線】	L: (県) 荒井郡山線 【(都 3・4・154) 荒井郡山線】
	M(その他) (市 45535) 富田東五丁目富田東一丁目歩道線	



### ③ 安積永盛駅周辺地区

区域の設定範囲については、郡山市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」を踏まえつつ、移動等円滑化促進地区内の核となる施設（安積永盛駅）を中心におおむね 800 m の徒歩圏内を目安とします。

#### 【移動等円滑化促進地区、生活関連施設及び関連経路】



#### ア) 地区の状況及びバリアフリー化の考え方

安積永盛駅周辺地区については、郡山駅から南に約 4.5 km に位置し、昭和 36 (1961) 年から昭和 46 (1971) 年に実施された安積第一土地区画整理事業区域に隣接、また、現在事業が進められている徳定土地区画整理事業区域に近接した地区です。当地区周辺には、日本大学工学部をはじめ、日本大学東北高校、帝京安積高校ほか専門学校等の高等教育機関が集積し、それら学生の通学に利用される安積永盛駅は、郡山駅に次いで利用者が多い鉄道駅になっています。

今後は、安積永盛駅を中心に郡山駅周辺の広域的な中心拠点を補完する考えのもと、当地区における充実した交通網及び都市基盤を有効活用し、利便性の高い都市機能サービスを提供する拠点のひとつとして、行政、交通事業者、民間事業者及び利用者が一体となり、公共交通機関をはじめ、各種建築物、道路、公園等、面的なバリアフリー化により回遊しやすい都市環境の確保及び心のバリアフリーに関する取組を推進していきます。



イ) 地区の概要

【生活関連施設】

	地区の面積	約 70 ヘクタール
生活 関 連 施 設	旅客施設	安積永盛駅
	官公庁施設	安積分署《参考施設（区域外）安積行政センター》
	教育・文化・運動施設	日本調理技術専門学校、郡山ヘアメイクカレッジ《参考施設（区域外）永盛小、安積中、安積図書館、永盛地域公民館》
	保健・医療・福祉施設	《参考施設（区域外）あさかホスピタル、坪井病院》
	商業施設	ケーヨーデイツー郡山安積店、ヨークベニマル安積町店、アメ横郡山店、ブックオフ郡山安積店
	都市公園・都市緑地	《参考施設（区域外）成山公園》
	その他施設	郡山南郵便局《参考施設（区域外）郡山貨物ターミナル駅》

【生活関連経路】

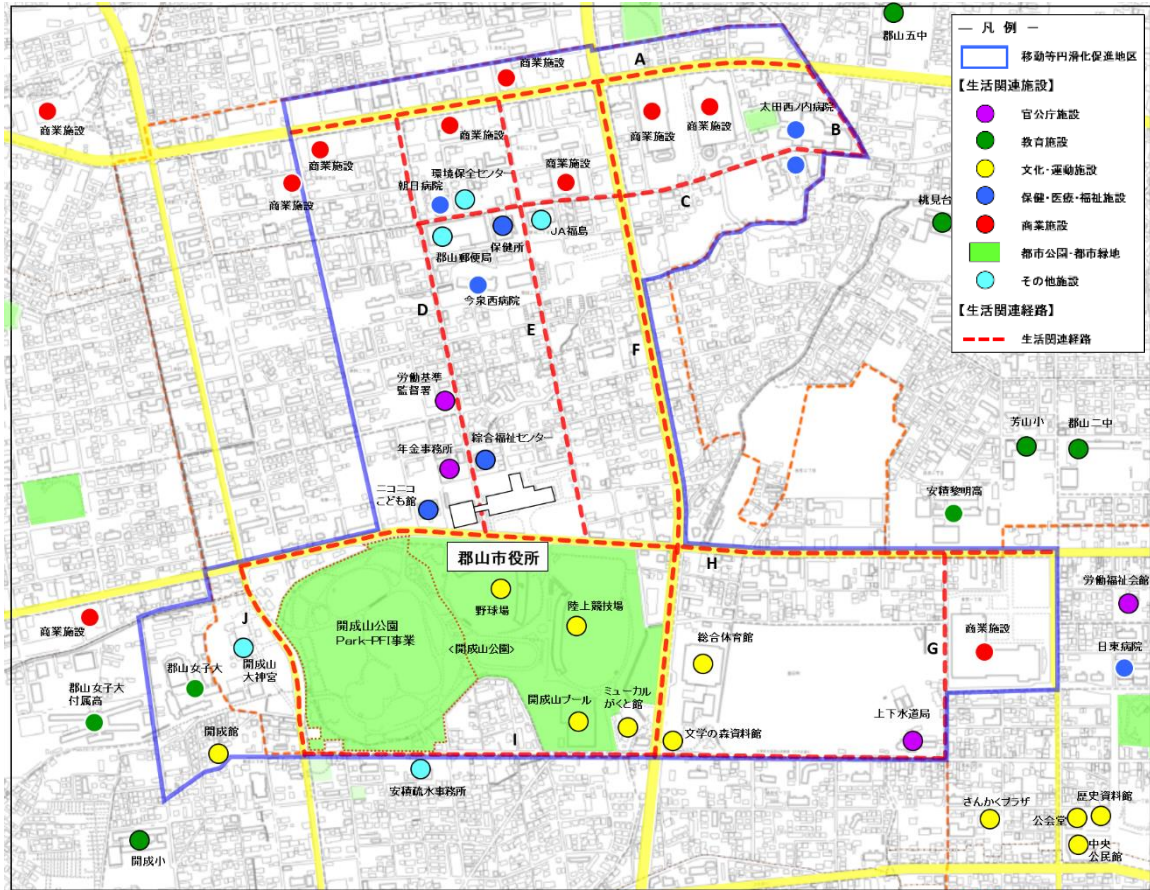
生活 関 連 経 路	A: (市 1-26) 安積成山線 【(都 3・5・125) 成山荒池線】	B: (市 1-22) 安積成田線 【(都 3・4・115) 前田端茂平線】
	C: (市 1-27) 笹川多田野線 【(都 3・3・106) 大黒田雷神線】	D: (市 331255) 安積三丁目二丁目 4 号線
	E: (市 33083) 安積三丁目二丁目 1 号線	F: (市 2-213) 徳定笹川二丁目線
	G: (県) 郡山停車場線 【(都 3・4・2) 国道 4 号線】	H: (県) 須賀川二本松線 【(都 3・4・111) 東部幹線】
	I: (その他) (市 35658) 笹川二丁目安積二丁目歩道線	J: (その他) 安積永盛駅西口広場 【(都 3・4・115) 前田端茂平線】



#### ④ 郡山市役所周辺地区

区域の設定範囲については、郡山市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」を踏まえつつ、移動等円滑化促進地区内の核となる施設（安積永盛駅）を中心におおむね 800 mの徒歩圏内を目安とします。

#### 【移動等円滑化促進地区、生活関連施設及び関連経路】



#### ア) 地区の状況及びバリアフリー化の考え方

郡山市役所周辺地区については、郡山駅から西に約 2.5 km に位置し、官公庁施設をはじめ、教育、文化、運動、医療、福祉施設など、本市の枢要な都市機能が集積した地区であり、また、路線バスや循環バス等の交通網が整備・充実し、利便性の高い地区になっています。

今後は、郡山市役所を中心に広域的な拠点である郡山駅周辺地区と連動しながら、充実した交通網及び都市基盤を有効活用し、利便性の高い都市機能サービスを提供する拠点として、行政、交通事業者、民間事業者及び利用者が一体となり、公共交通機関をはじめ、各種建築物、道路、公園等、面的なバリアフリー化により回遊しやすい都市環境の確保及び心のバリアフリーに関する取組を推進していきます。

イ) 地区の概要

【生活関連施設】

	地区の面積	約 167 ヘクタール
生活 関 連 施 設	旅客施設	—
	官公庁施設	郡山市役所、郡山年金事務所、郡山労働基準監督署、上下水道局《参考施設（区域外）労働福祉会館》
	教育・文化・運動施設	郡山女子大学、文学の森資料館、ミューカルがくと館、開成館、総合体育館、郡山総合運動場（陸上競技場、野球場）、開成山プール、《参考施設（区域外）郡山女子大学附属高、安積黎明高、あさか開成高、芳山小、桃見台小、開成小、郡山二中、さんかくプラザ、公会堂、歴史資料館、中央公民館、桃見台地域公民館》
	保健・医療・福祉施設	保健所、朝日病院、今泉西病院、太田西ノ内病院、総合福祉センター、ニコニコこども館《参考施設（区域外）日東病院》
	商業施設	トステムビバ、ゼビオ郡山、イトーヨーカドー、ヴィクトリアゴルフ、東京インテリア家具、ザ・モール郡山《参考施設（区域外）建デポ郡山、みどり書房、ヨークタウン島》
	都市公園	開成山公園《参考施設（区域外）21世紀記念公園、島中央公園》
	その他施設	環境保全センター、郡山郵便局、開成山大神宮、J A福島さくら、《参考施設（区域外）安積疏水事務所》

【生活関連経路】

生活 関 連 経 路	A: (市 1-35) 若葉桑野線 【(都 3・3・102) 下河原町東線】	B: (市 43362) 咲田一桑野四丁目線
	C: (市 43401) 西ノ内二桑野三丁目 1 号線	D: (市 2-158) 桑野一丁目五丁目線
	E: (市 43382) 朝日一丁目並木五丁目 1 号線	F: (市 1-30) 荒井八山田線 【(都 3・3・104) 内環状線】
	G: (市 43199) 池ノ台長者一丁目線	H: (県) 河内郡山線 【(都 3・4・107) 郡山庚垣原線】
	I: (県) 郡山湖南線	J: (国) 国道 49 号 【(都 3・5・3) 新潟平線】

### (9) 移動等円滑化の促進に関して

バリアフリー化の考え方については、前項の(8)各移動等円滑化促進地区において、地区ごとにそれぞれア)で記載したとおりであり、併せて、施設ごとのバリアフリー化に関しては、以下に示す取組など促進していきます。

なお、生活関連施設や生活関連経路の整備に当たっては、バリアフリー法の第三章に定める各施設等の移動等円滑化基準や国の各種ガイドライン等を踏まえ、これら基準に適合するよう努めます。

	施設ごとのバリアフリー化の取組
共通事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 段差解消の推進</li><li>・ 視覚障がい者誘導ブロックの設置推進</li><li>・ わかりやすい案内板の設置（ピクトグラムの活用やデザインの統一化等）推進</li></ul>
公共交通	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 駅やバスターミナル等の旅客施設における乗継・待合環境の整備推進（上屋やベンチの設置等）</li><li>・ ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入推進</li><li>・ 案内表示の多言語化を推進</li></ul>
道路交通	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 無電柱化道路の整備推進</li><li>・ 安全で快適に通行できる自転車レーン・歩道の整備推進</li><li>・ 舗装の劣化や街路樹の根上がり等への適切な管理</li><li>・ エスコートゾーンの設置推進</li></ul>
建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路と敷地など、歩行動線上の段差解消</li><li>・ 障がい者のトイレや駐車場の設置推進</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者や障がい者等のための施設の適正な利用推進</li><li>・ 可能な範囲での声かけや手助けの実施推進</li><li>・ 横断歩道等での違法駐車などの指導</li><li>・ 歩道上での看板設置や商品展示等の防止</li></ul>

## (10) 移動等円滑化の促進に向けた役割分担等

バリアフリー化に向けては、市民意見の把握に努めるとともに、計画的かつ効果的な整備を進めていくため、これまで以上に、市民、事業者、行政が連携しながら、面的・一体的なバリアフリー化を推進します。

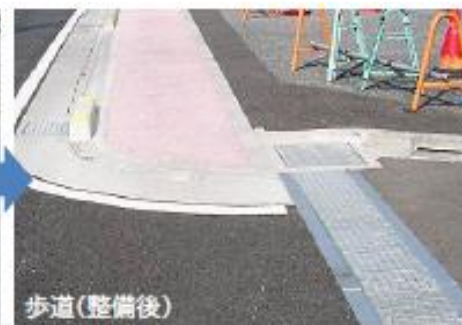
また、これらには、心のバリアフリーの観点等を含めたソフト対策の推進を図り、ハード・ソフト両面による整備効果の向上を目指します。併せて、施設設置管理者や生活関連施設等の利用に関する利害関係者が作成するバリアフリー化の促進方針及び基本構想の提案に備えた環境整備を進めます。

	主な役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化に対する点検や評価等への協力</li> <li>・人の多様性や相違の理解や気遣い、思いやりの実践</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的かつ計画的なバリアフリー事業の実施</li> <li>・従業員等へのバリアフリー教育の推進</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的かつ計画的なバリアフリー事業の実施</li> <li>・バリアフリーに関する啓発及び教育の推進</li> <li>・関係機関との連携によるバリアフリー化の推進体制の構築</li> <li>・バリアフリー化に関する提案制度の活用 に備えた環境整備</li> </ul>

### ●まちなかのバリアの点検や話し合い



### ●バリアフリー事業の実施



## (11) ソフト施策の取組

### ① 心のバリアフリーの推進に当たって

建築物や道路、公園施設などのハード整備が進んでも、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等の特性を理解し、接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化は図れないものと考えます。高齢者や障がい者等の自立した日常生活、社会生活を確保することの重要性について、市民一人ひとりが関心を持ち、理解を深め、協力し支え合うことができる社会構築に向け、積極的な啓発・広報活動、幅広い教育等が求められています。

また、近年においては、訪日外国人観光客の増加等に伴い、求められる心のバリアフリーも多様化している状況です。

#### 《心のバリアフリーについて》

「心のバリアフリー」は、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29（2017）年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）においては、次の 3 点が「心のバリアフリー」を体现するためのポイントとして示されています。

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル（※1）」を理解すること。
- ② 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮（※2）の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

### ② 心のバリアフリーに関する取組

心のバリアフリーの推進に当たっては、高齢者や障がい者等が社会の中でどのように生活しているのかを認識することが大切になります。

市民一人ひとりが、困っている高齢者や障がい者等へ声掛けや手助けを積極的に行うなど、行動につなげることも必要です。また、車両の優先席や車いす使用者用の駐車施設、車いす使用者が利用できるトイレなど、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるような配慮について、理解と協力も必要となります。

心のバリアフリーに関する取組については、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（令和 3（2021）年 3 月）国土交通省」において、以下のとおり示されています。

- (1) 実際に行動につなげるための支援となる幅広い教育活動の推進
- ・誰もが手助けできるようにするための住民向けマニュアルの作成・普及
  - ・障害者等との交流や車いす体験活動など小・中・高等学校の教育活動の推進
  - ・公共交通を活用し障害者等の疑似体験を学ぶ「バリアフリー教室」開催
  - ・人の移動や切符購入サポート等を行うボランティア活動に対する取組支援
  - ・当事者参加型の教育プログラム（ブラインドサッカー等）の取組推進
  - ・マニュアルや教育プログラムの普及・啓発等を通じた取組推進
- (2) 理解を深めるための啓発・広報活動の推進
- ・バリアフリー推進の功績者表彰等、優れた取組の普及・啓発の促進
  - ・各種障害を対象としたマークや高齢者運転者標識等の普及を通じた障害者、高齢者、妊婦や子供連れの人等の抱える困難やニーズの理解促進
  - ・住民の正しい理解を深めるための啓発・広報活動の実施

### ③ 本市におけるソフト施策の検討

バリアフリーに関し本市においても、以下により様々な事業を実施しているところです。今後も引き続き、行政はもとより、市民、事業者と連携し、高齢者、障がい者等の移動等円滑化に関する理解及び協力について、みんなが支え合い、つながっていく心のバリアフリーとなるよう、種々の取組を推進していきます。

取組の内容	担当所属
「こおりやまこころのバリアフリーガイドブック」を作成し、障がい別の特徴や様々な障がいを抱えた人のサポートの方法などを紹介。	保健福祉部 障がい福祉課
マタニティマーク、ヘルプマーク、介助犬マーク、窓口での対応表示（筆談や手話等）など、配慮の必要性を示すマーク等の普及啓発。	
耳が聞こえない人への理解を目的に、市内の医療機関や学校関係、町内会等を対象とした手話講座を実施。	
誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちを実現するため、市民ボランティアを募集・登録し、市と一緒にユニバーサルデザインについて普及啓発。	市民部 市民・NPO活動推進課
子どもたちがユニバーサルデザインを学び、思いやりの行動を身につけるきっかけとなるよう、小学生向けの学習教材「思いやりのとびら」を作成。	
運動技能の程度、性別や障がいの有無にかかわらず、スポーツとの多様な関わり方（する・みる・支える・知る活動）を通し、豊かなスポーツライフ実現のための資質・能力を育成。	文化スポーツ部 スポーツ振興課

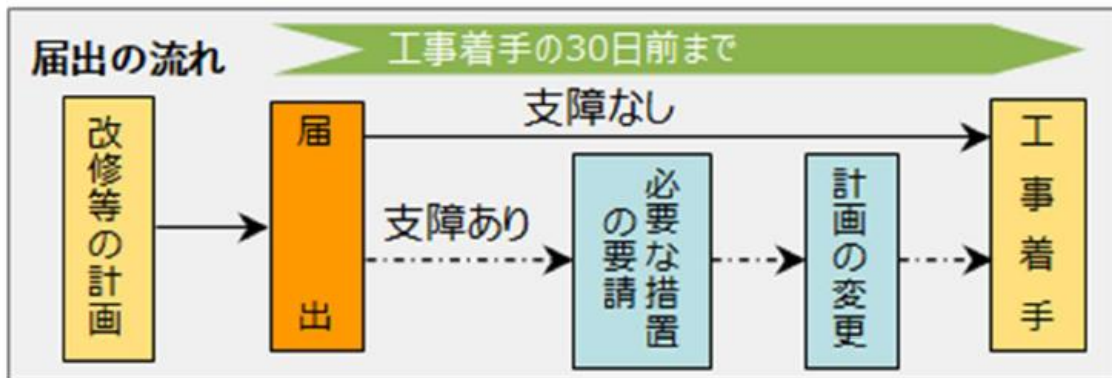
(12)届出制度

バリアフリーマスタープランで定める「移動等円滑化促進区域」の区域内において、旅客施設の建設、道路の新設（※1）など、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合、これらを実施する道路管理者、公共交通事業者等は、行為に着手する日の30日前までに市町村への届出が義務付けられています。（バリアフリー法第24条の6）

また、市町村は、届出に係る行為がバリアフリー化を図る上において、支障があるとき認めるときには、届出者に対し、行為の変更等の必要な措置を要請することができることとなっており、これにより、バリアフリー化に配慮した事業内容への調整を図ります。

※1 旅客施設の建設、道路の新設：旅客施設は生活関連旅客施設に限られ、また、道路は、生活関連経路である道路法による道路に限られる。

●行為の届出の流れ



届出の対象となる施設及び行為は、バリアフリー法施行令第27条の規定で示されており、以下のとおりになります。

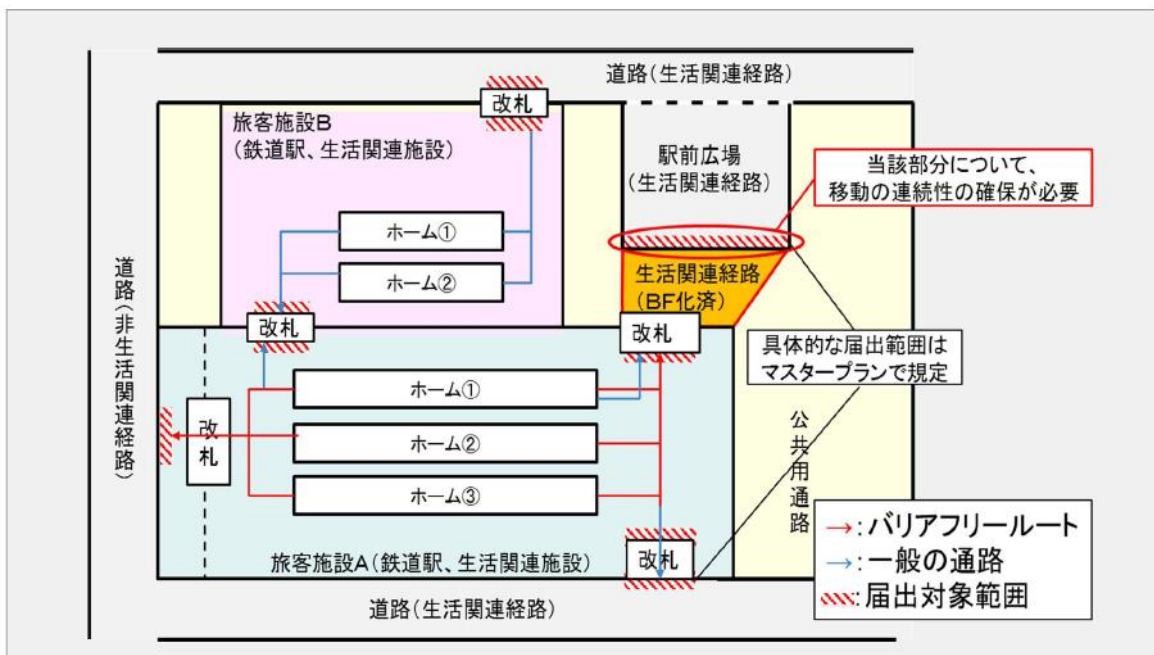
届出施設	届出対象となる行為
旅客施設 (生活関連施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の生活関連旅客施設との間の出入口</li> <li>生活関連経路を構成する道路法による道路、又は、市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口</li> <li>バリアフリールートとの出入口</li> </ul>
道路 (生活関連経路)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連旅客施設の出入口、又は、市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設</li> </ul>



《本市における届出の対象》

地区名	旅客施設	道路等	届出の範囲
郡山駅周辺地区	J R 郡山駅	郡山駅西口駅前広場	駅と駅前広場との接続部分
		郡山駅東口駅前広場	自由通路と駅前広場との接続部分
郡山富田駅周辺地区	J R 郡山富田駅	(市 44355) 富田東一丁目1号線	駅と道路の接続部分
		(市 45535) 富田東五丁目富田東一丁目歩道線	自由通路と道路の接続部分
安積永盛駅周辺地区	J R 安積永盛駅	(市 2-213) 徳定笹川二丁目線	駅と道路の接続部分
		(市 35658) 笹川二丁目安積二丁目歩道線	駅と道路の接続部分

●届出対象のイメージ図



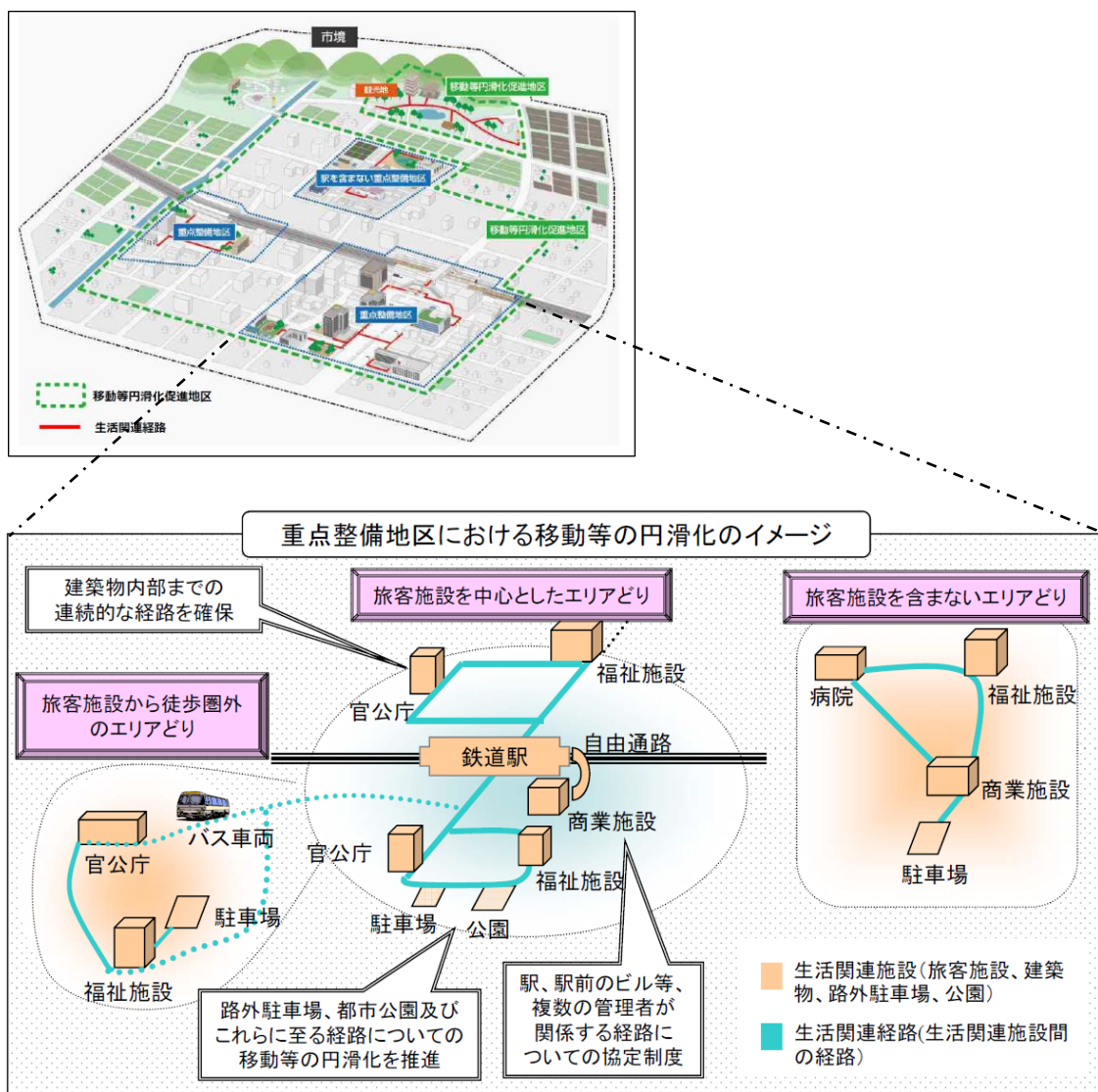
### 5-3 移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）

#### (1) バリアフリー基本構想について

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第 25 条に規定される「移動等円滑化基本構想」であり、前項の 5-2 で設定した「移動等円滑化促進地区」のもと、より具体的な事業を推進していく「重点整備地区」を設定し、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化について、重点的かつ一体的に推進するため、市が作成する計画になります。

当基本構想は、バリアフリーマスタープランと同様、関連計画と連携・整合した上で、重点整備地区における移動円滑化に関する事項や、実施すべき特定事業に関する事項などについて、検討することになります。

#### ● 「重点整備地区」のイメージ



●基本構想に位置付けられる特定事業（参考）

<b>公共交通特定事業</b> ノンステップバスの導入  ホームドアの設置等 	<b>道路特定事業</b> 視覚障害者誘導用ブロックの設置  車道との段差解消 	<b>路外駐車場特定事業</b> 車椅子利用者用駐車区画の整備等  <b>都市公園特定事業</b> 園路の段差解消 障害者対応型トイレの整備等  	<b>建築物特定事業</b> 建築物内のエレベーター設置等の段差解消  障害者対応型トイレの整備 	<b>交通安全特定事業</b> 音響式信号機 残り時間のわかる信号機  エスコートゾーンの設置 
---	--	---	---	---

**+** R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

**教育啓発特定事業**

（想定される事業）

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接客の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会等

【教育啓発特定事業のイメージ】

  
小学生による公共交通の利用疑似体験

  
タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修

(2)重点整備地区の考え方

「重点整備地区」は、バリアフリー化の事業実施が特に必要であると認められる地区であり、その要件は、バリアフリー法第2条第24号及び同法第3条第1項に基づき、国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、以下のとおり示されています。

イ 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。〈※移動等円滑化促進地区に同じ〉

【基本方針】⇒ 原則として、生活関連施設がおおむね3以上所在。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

【基本方針】⇒ 高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の実態、将来の方向性のほか、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

【基本方針】⇒ 都市機能として、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など、都市が有する様々な機能の増進を図る上で、有効かつ適切な地区。

### (3) 重点整備地区の設定

「重点整備地区」は、前述の地区要件を踏まえるとともに、「5-2(6)移動等円滑化促進地区の設定」で位置付けた地区と同様とします。

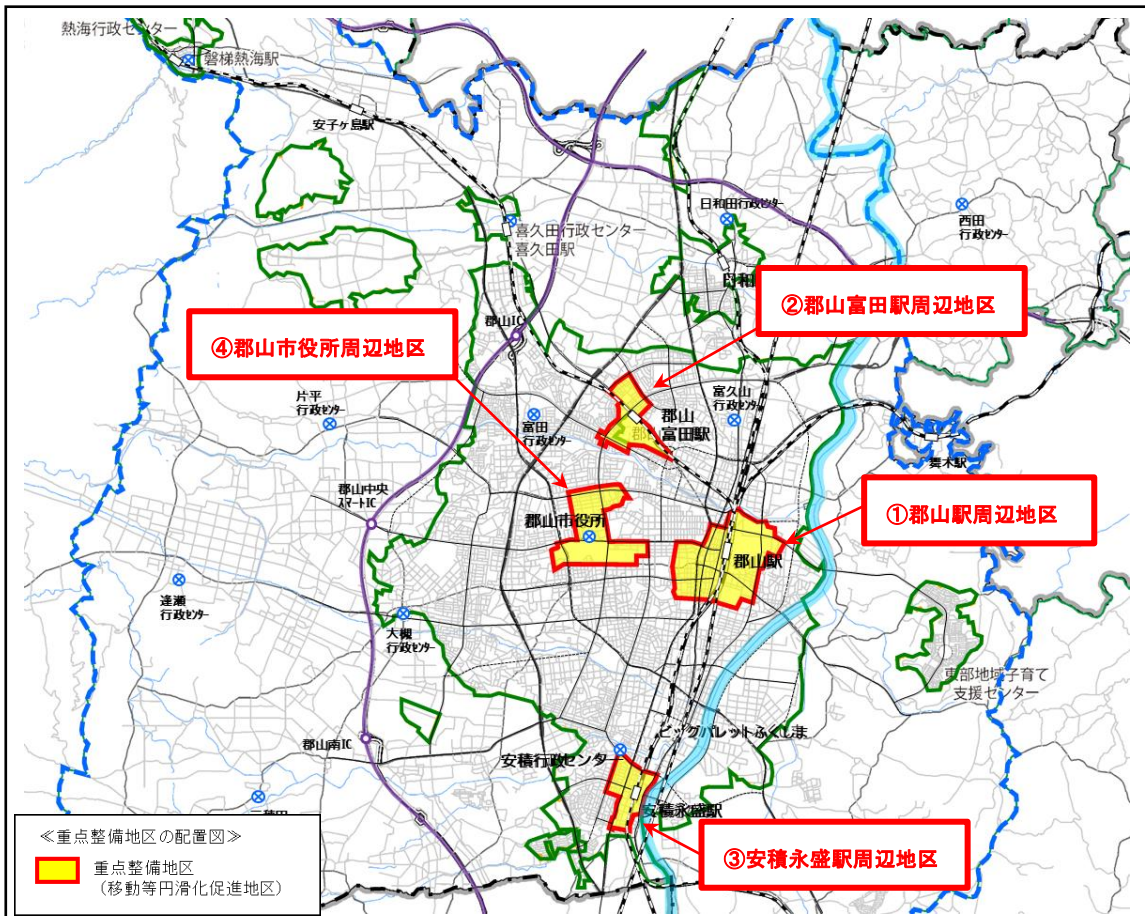
【重点整備地区】

	地区の設定	地区の面積
①	郡山駅周辺地区	約 235 ha
②	郡山富田駅周辺地区	約 88 ha
③	安積永盛駅周辺地区	約 70 ha
④	郡山市役所周辺地区	約 167 ha

### (4) 生活関連施設及び生活関連経路の設定

バリアフリー基本構想での生活関連施設及び生活関連経路の設定は、「5-2(7)生活関連施設及び生活関連経路の設定」と同様とします。

【重点整備地区の配置図】





イ) 地区の概要

生活関連施設及び関連経路については、前述の「5-2 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）」の(8)で示した内容と同様とします。

	地区の面積	約 235 ヘクタール
生活 関連 施設	旅客施設	郡山駅、郡山駅西口バスターミナル
	官公庁施設	市民サービスセンター（ビッグアイ）、駅前交番、郡山消防署、郡山税務署、ハローワーク郡山《参考施設（区域外）郡山合同庁舎、福島地方裁判所》
	教育・文化・運動施設	郡山萌世高（ビッグアイ）、金透小、橘小、各専門学校、ふれあい科学館（ビッグアイ）、観光案内所、市民文化センター、清水台地域公民館、橘地域公民館《参考施設（区域外）赤木小、芳賀小、芳賀地域公民館、赤木地域公民館》
	保健・医療・福祉施設	今泉眼科病院、郡山病院、寿泉堂綜合病院、星綜合病院、長寿社会振興センター（ビッグアイ）、ペップキッズこおりやま
	商業施設	モルティ（ビッグアイ）、エスパル郡山、ピボット、アティ郡山、うすい百貨店、イオンタウン郡山、ヨークタウン郡山堤下、ヨークベニマル横塚店、ヨークベニマル方八町店、郡山東ショッピングセンター
	都市公園、都市緑地	本町緑地、中町緑地《参考施設（区域外）21世紀記念公園、麓山公園》
	その他施設	郡山駅西口駐車場、郡山商工会議所、ゆうちょ銀行、大東銀行、まごっせプラザ、下水道管理センター、県看護協会

生活 関連 経路	A: (市 1-75) 向河原大町線	B: (市 1-52) 日出山久保田線
	C: (市 1-56) 赤沼方八町線	D: (市 43904) 谷島町方八町二丁目線
	E: (市 43547) 芳賀一方八町二丁目 1 号線	F: (市 43092) 芳賀三方八町二丁目線
	G: (市 431036) 松木町 1 号線	H: (市 43090) 芳賀三丁目堤下町線
	I: (市 1-31) 大町大槻線	J: (市 1-32) 本町開成線
	K: (市 43328) 駅前一丁目中町 2 号線	L: (市 43337) 駅前二長者二丁目線
	M: (市 43747) 堤下町堂前町 4 号線	N: (県) 須賀川二本松線
	O: (県) 郡山停車場線	P: (県) 郡山湖南線
	Q: (県) 小野郡山線	R: (県) 郡山大越線
	S: (その他) 郡山駅東西自由通路	T: (その他) 郡山駅西口駅前広場
	U: (その他) 郡山駅東口駅前広場	

ウ) 重点整備地区内の関連事業

◇市街地開発事業

施行者	事業名	事業概要	実施期間
郡山市	大町土地区画 整理事業	<p>●事業概要（地区面積 A=2.2ha）</p> <p>当事業は、地区の中心に位置する「都市計画道路日の出通り線」等の公共施設の整備、宅地の有効活用を推進し、また、建築物の耐震・不燃化を誘導するものです。本市の玄関口となる郡山駅と直結した円滑な移動を確保しつつ、良好な市街地の形成を図るものです。</p> <p>●移動等円滑化に関して</p> <p>当事業を実施するに当たり、核となる「(都)日の出通り線」は、無電柱化を図るとともに、郡山駅との連続性・回遊性の向上、歩行者の安全性・利便性を考慮したペDESTリアンデッキの整備を検討しています。</p>	平成 17(2006)年 ～ 令和 7(2025)年

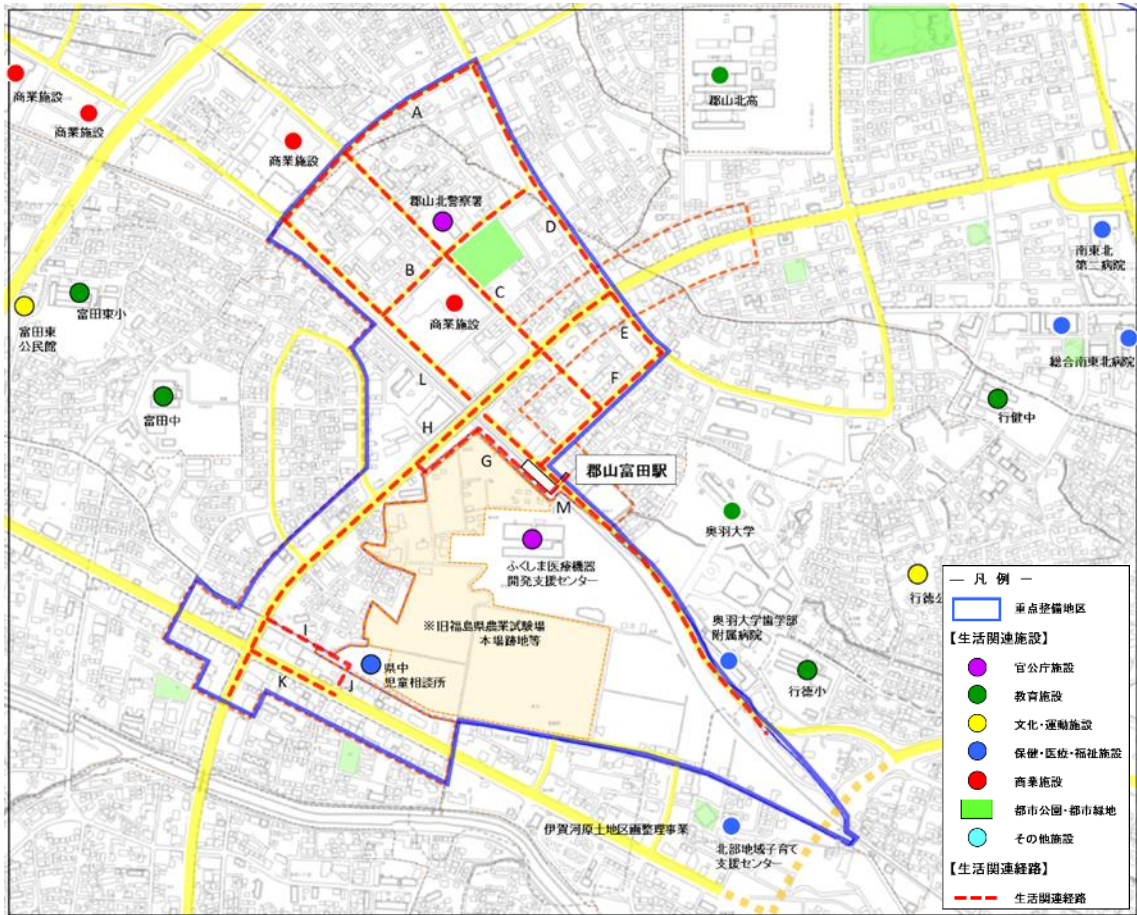
◇市街地再開発事業

施行者	事業名	事業概要	実施期間
個人 施行	郡山駅前一丁目第二地区第一種市街地再開発事業	<p>●事業概要（地区面積 A=0.35ha）</p> <p>当事業は、近接で整備した郡山駅前一丁目第一地区の総合病院と連携した医療施設及び住宅を整備することで、都市機能の更新及び中心市街地の活性化を図るものです。</p> <p>●移動等円滑化に関して</p> <p>当事業を実施するに当たり、建築物のバリアフリー化はもとより、建物のセットバックや敷地内の公共的空間を創出するなど、歩行者の安全性・利便性向上が図られます。</p>	令和 3(2021)年 ～ 令和 6(2024)年
民間 事業者	地域生活拠点型再開発事業（大町二丁目地区優良建築物等整備事業）	<p>●事業概要（地区面積 A=0.8ha）</p> <p>当事業は、老朽化した旧医療施設を建替えし、児童福祉施設、医療施設、店舗、高齢者住居等を含めた複合施設として、都市機能を一体的に整備・更新する事業です。</p> <p>子育て支援施設を当施設の核とし、多世代交流型の健康で豊かな生活を支援、さらには、中心市街地の活性化に寄与する事業です。</p> <p>●移動等円滑化に関して</p> <p>当事業を実施するに当たり、建築物のバリアフリー化はもとより、建物のセットバックや敷地内の公共的空間を創出するなど、歩行者の安全性・利便性向上が図られます。</p>	令和 3(2021)年 ～ 令和 6(2024)年

## ② 郡山富田駅周辺地区

重点整備地区の範囲については、前述の「5-2 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）」の(8)で示した移動等円滑化促進地区と同様とします。

### 【重点整備地区、生活関連施設及び関連経路】



### ア) バリアフリー化の考え方

当地区のバリアフリー化については、郡山富田駅を中心に郡山駅周辺の広域的な中心拠点を補完する考えのもと、当地区における充実した交通網及び都市基盤を有効活用し、利便性の高い都市機能サービスを提供する拠点のひとつとして、行政、交通事業者、民間事業者及び利用者が一体となり、公共交通機関をはじめ、各種建築物、道路、公園等、面的なバリアフリー化により回遊しやすい都市環境の確保及び心のバリアフリーに関する取組を推進していきます。



イ) 地区の概要 ※前述の「5-2 移動等円滑化促進方針」の(8)で示した内容と同様

	地区の面積	約 88 ヘクタール
生活 関 連 施 設	旅客施設	郡山富田駅
	官公庁施設	郡山北警察署、ふくしま医療機器開発支援センター
	教育・文化・運動施設	《参考施設（区域外）奥羽大学、郡山北高、行徳小、富田東小、富田中、行健中、行徳地域公民館、富田東地域公民館》
	保健・医療・福祉施設	県中児童相談所、《参考施設（区域外）奥羽大学歯学部附属病院、総合南東北病院、南東北第二病院、北部地域子育て支援センター》
	商業施設	カインズホーム《参考施設（区域外）ヨークタウン八山田、ニトリ、ヤマダ電機》
	都市公園・都市緑地	（仮称）富田東中央公園《参考施設（区域外）八山田公園》
	その他施設	—

生活 関 連 経 路	A: (市 1-38) 桑野日和田線	B: (市 431687) 富田東三丁目八山田西五丁目 3 号線
	C: (市 431686) 富田東五丁目八山田西一丁目線	D: (市 431683) 富田東四丁目八山田西五丁目 2 号線
	E: (市 431680) 富田東六丁目五丁目 2 号線	F: (市 431679) 富田東五丁目 15 号線
	G: (市 44355) 富田東一丁目 19 号線	H: (市 1-30) 荒井八山田線
	I: (市 43444) 石堂池ノ上線	J: (市 431216) 名郷田二丁目 1 号線
	K: (市 1-36) 伊賀河原西柳作線	L: (県) 荒井郡山線
	M(その他) (市 45535) 富田東五丁目富田東一丁目歩道線	

ウ) 重点整備地区内の関連事業 ◇未利用地の有効活用推進

施行者	事業名	事業概要	実施期間
民間 事業者 (予定)	(仮称) 旧農業 試験場本場跡 地等に係る土 地利用推進事 業	<p>●事業概要（地区面積 A=約 15.5ha）</p> <p>当事業は、民間事業者売却予定の県有地（旧農業試験場本場跡地等）において、市のメディカルヒルズ郡山基本構想 2.0 に基づき、医療関連産業を中心とする新たな産業の集積拠点の実現を目指す事業です。未利用地の活用及び良好な市街地形成に向け、道路等の公共施設や建築物の整備など実施するものです。</p> <p>●移動等円滑化に関して</p> <p>当事業を実施するに当たり、地区内の車両・歩行空間の動線や郡山富田駅との連続性・回遊性の向上、安全性・利便性に配慮した都市基盤の整備など促進していきます。</p>	令和 4 (2022) 年 【入札・契約】 ～ 未定



イ) 地区の概要 ※前述の「5-2 移動等円滑化促進方針」の(8)で示した内容と同様

	地区の面積	約 70 ヘクタール
生活 関 連 施 設	旅客施設	安積永盛駅
	官公庁施設	安積分署《参考施設（区域外）安積行政センター》
	教育・文化・運動施設	日本調理技術専門学校、郡山ヘアメイクカレッジ《参考施設（区域外）永盛小、安積中、安積図書館、永盛地域公民館》
	保健・医療・福祉施設	《参考施設（区域外）あさかホスピタル、坪井病院》
	商業施設	ケーヨーデイツー郡山安積店、ヨークベニマル安積町店、アメ横郡山店、ブックオフ郡山安積店
	都市公園・都市緑地	《参考施設（区域外）成山公園》
	その他施設	郡山南郵便局《参考施設（区域外）郡山貨物ターミナル駅》

関 連 経 路	A: (市 1-26) 安積成山線	B: (市 1-22) 安積成田線
	C: (市 1-27) 笹川多田野線	D: (市 331255) 安積三丁目二丁目 4 号線
	E: (市 33083) 安積三丁目二丁目 1 号線	F: (市 2-213) 徳定笹川二丁目線
	G: (県) 郡山停車場線	H: (県) 須賀川二本松線
	I: (その他) (市 35658) 笹川二丁目安積二丁目歩道線	J: (その他) 安積永盛駅西口広場

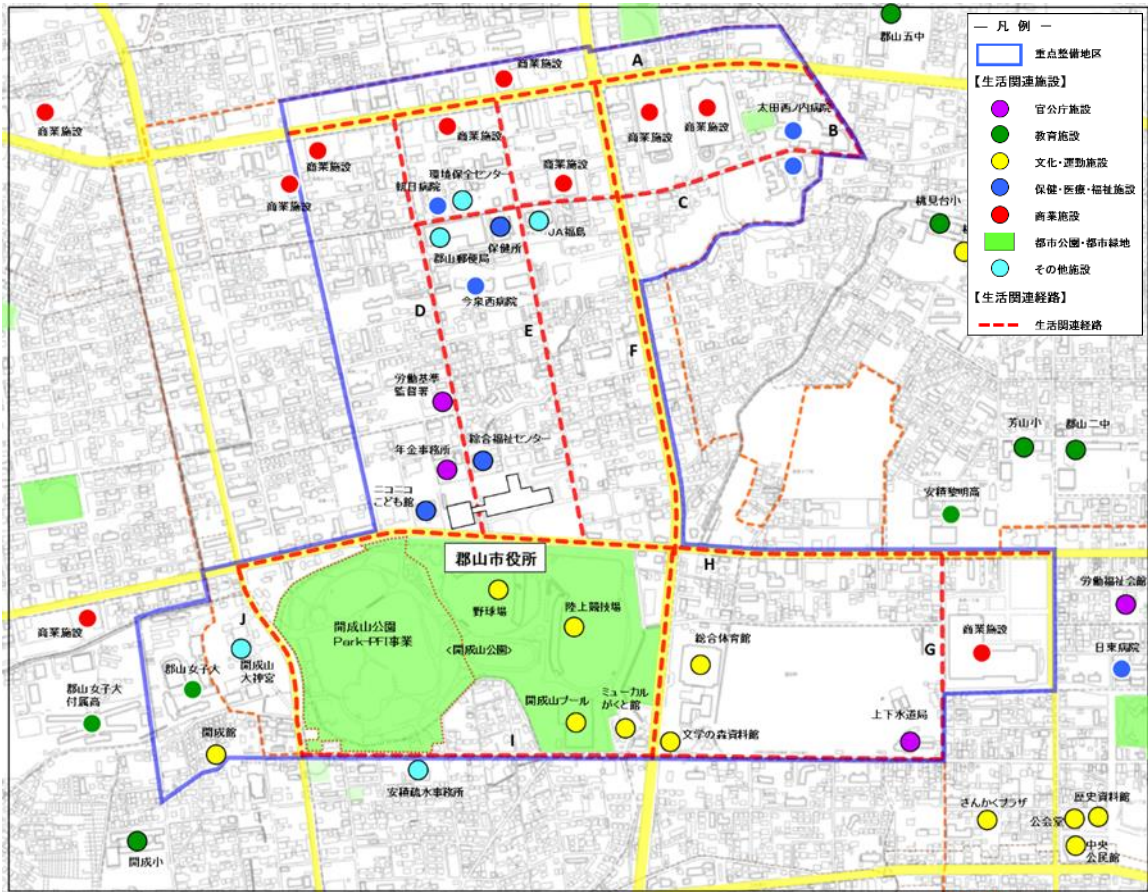
ウ) 重点整備地区内の関連事業 ◇交通結節機能の強化推進

施行者	事業名	事業概要	実施期間
郡山市	安積永盛駅西口広場改良事業	<p>●事業概要（地区面積 A=0.3ha）</p> <p>当事業は、利用者の利便性及び安全性の確保を図るため、広場の区域を有効活用し、乗降場や待合場の整備など、駅西口広場の機能改善を図る事業です。</p> <p>●移動等円滑化に関して</p> <p>当事業の実施により、通勤・通学や近隣の病院への送迎など、利用者の安全性・利便性の向上が図られます。</p>	令和 2(2020)年
郡山市 及び 交通事 業者	安積永盛駅周辺バリアフリー化推進事業	<p>●事業概要</p> <p>安積永盛駅は、1日平均利用者数が3,000人以上の旅客施設であり、JR東日本と協議・調整を行い、バリアフリー化を目指します。また併せて、駅両側の連絡機能の強化を含め、駅周辺の一体的な整備検討を進めます。</p> <p>●移動等円滑化に関して</p> <p>賑わいをもたらす鉄道駅周辺において、円滑に通行でき、回遊性が高まる安全・安心な空間整備を検討します。</p>	未定

④ 郡山市役所周辺地区

重点整備地区の範囲については、前述の「5-2 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）」の(8)で示した移動等円滑化促進地区と同様とします

【重点整備地区、生活関連施設及び関連経路】



ア) バリアフリー化の考え方

当地区のバリアフリー化については、郡山市役所を中心に広域的な拠点である郡山駅周辺地区と連動しながら、充実した交通網及び都市基盤を有効活用し、利便性の高い都市機能サービスを提供する拠点として、行政、交通事業者、民間事業者及び利用者が一体となり、公共交通機関をはじめ、各種建築物、道路、公園等、面的なバリアフリー化により回遊しやすい都市環境の確保及び心のバリアフリーに関する取組を推進していきます。

イ) 地区の概要 ※前述の「5-2 移動等円滑化促進方針」の(8)で示した内容と同様

	地区の面積	約 167 ヘクタール
生活 関 連 施 設	旅客施設	—
	官公庁施設	郡山市役所、郡山年金事務所、郡山労働基準監督署、上下水道局《参考施設（区域外）労働福祉会館》
	教育・文化・運動施設	郡山女子大学、文学の森資料館、ミュージカルがくと館、開成館、総合体育館、郡山総合運動場（陸上競技場、野球場）、開成山プール、《参考施設（区域外）郡山女子大学付属高、安積黎明高、あさか開成高、芳山小、桃見台小、開成小、郡山二中、さんかくプラザ、公会堂、歴史資料館、中央公民館、桃見台地域公民館》
	保健・医療・福祉施設	保健所、朝日病院、今泉西病院、太田西ノ内病院、総合福祉センター、ニコニコこども館《参考施設（区域外）日東病院》
	商業施設	トステムビバ、ゼビオ郡山、イトーヨーカドー、ヴィクトリアゴルフ、東京インテリア家具、ザ・モール郡山《参考施設（区域外）建デポ郡山、みどり書房、ヨークタウン島》
	都市公園	開成山公園《参考施設（区域外）21世紀記念公園、島中央公園》
	その他施設	環境保全センター、郡山郵便局、開成山大神宮、J A福島さくら、《参考施設（区域外）安積疏水事務所》

関 連 経 路	A: (市 1-35) 若葉桑野線	B: (市 43362) 咲田一桑野四丁目線
	C: (市 43401) 西ノ内二桑野三丁目 1 号線	D: (市 2-158) 桑野一丁目五丁目線
	E: (市 43382) 朝日一丁目並木五丁目 1 号線	F: (市 1-30) 荒井八山田線
	G: (市 43199) 池ノ台長者一丁目線	H: (県) 河内郡山線
	I: (県) 郡山湖南線	J: (国) 国道 49 号

ウ) 重点整備地区内の関連事業 ◇都市公園事業

施行者	事業名	事業概要	実施期間
郡山市 及び 民間 事業者	開成山公園等 P a r k - P F I 事業	<p>●事業概要（地区面積 A=12.89ha）</p> <p>本市の代表的な都市公園である「開成山公園」について、民間の優良な投資を誘導し、老朽化した施設の改修、新規の収益施設導入等により、利便性や魅力向上を図る事業です。</p> <p>●移動等円滑化に関して</p> <p>当事業の実施により、バリアフリーへの配慮も含め、利便性や市民サービスの向上が図られます。</p>	令和 5(2023)年 ～ 令和 25(2043)年

## (6)実施すべき特定事業

バリアフリー法に基づく特定事業は、当基本構想における生活関連施設や生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するための事業になります。

当基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者は、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

また、特定事業の種類や内容は、バリアフリー法で定められており、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（令和3（2021）年3月国土交通省）」において、その概要をわかりやすく整理され、以下のとおり示されています。

特定事業	概要
公共交通	⇒特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更 ※なお、旅客施設を含まない重点整備地区の場合は、当該市町村内の特定旅客施設を結ぶ特定車両と、当該特定旅客施設のバリアフリー化の事業も対象となる
道路	⇒道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置 ⇒バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）
路外駐車場	⇒特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備
都市公園	⇒都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備
建築物	⇒特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備 ⇒全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
交通安全	⇒バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置 ⇒バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止
教育啓発	⇒移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業 ⇒移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

① 基本構想における特定事業

●交通安全特定事業		
重点整備地区	郡山駅周辺地区	
整備の概要	(市) 大町大槻線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機の視覚障害者用付加装置の整備</li> <li>・横断歩道の高照度化</li> <li>・横断歩道のエスコートゾーンの整備</li> </ul>
	(市) 谷島町方八町二丁目線	
	(市) 向河原大町線	
	(市) 駅前二丁目長者二丁目線	
	(県) 須賀川二本松線	
	(県) 郡山停車場線	
実施期間	令和4（2022）年度から令和7（2025）年度まで	
実施者	福島県警察本部	

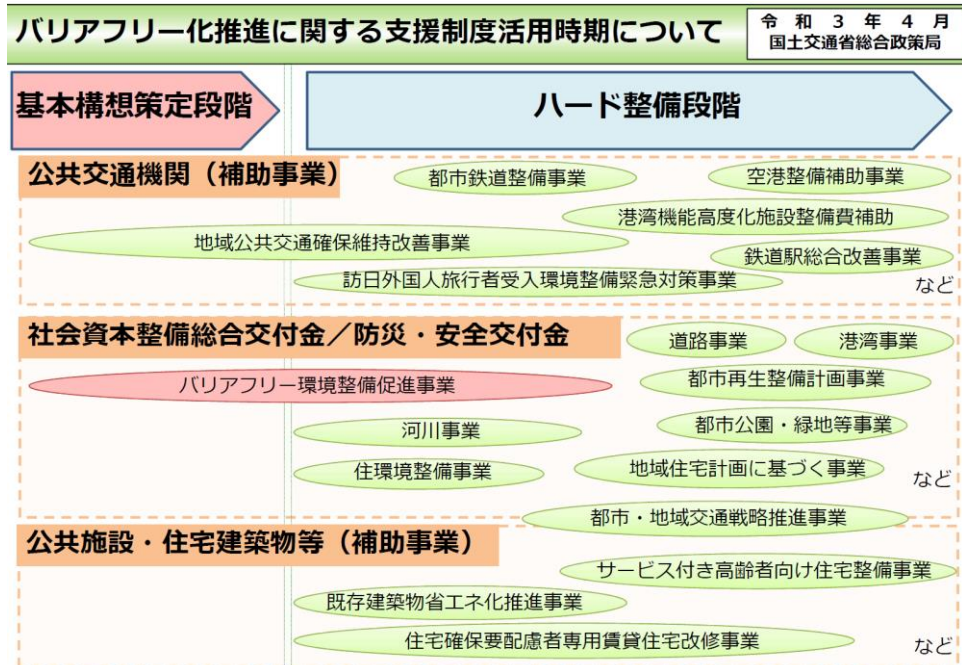
② 検討を要する特定事業

基本構想により位置付けた生活関連施設及び生活関連経路等のうち、現段階において整備は未定ですが、今後、想定される事業内容など、以下に整理します。

特定事業	対象	主な事業	実施者
公共交通	鉄道	・旅客施設におけるバリアフリー設備整備	交通事業者
	路線バス	・低床車両の導入	交通事業者
	タクシー	・ユニバーサルデザインタクシーの導入	交通事業者
道路	生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の設置、歩道幅員の確保、段差解消</li> <li>・視覚障害者誘導ブロックの設置</li> <li>・道路の無電柱化</li> </ul>	道路管理者
路外駐車場	重点整備地区内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者用駐車施設の設置</li> <li>・高齢者、障害者等のための駐車区画の設置</li> </ul>	施設管理者
都市公園	重点整備地区内	・園路やトイレのバリアフリー化	公園管理者
建築物	重点整備地区内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口や通路等の段差解消</li> <li>・視覚障害者誘導ブロックの設置</li> <li>・ピクトグラム活用など案内板の整備</li> </ul>	施設管理者
交通安全	生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音響式信号機の設置</li> <li>・エスコートゾーンの設置</li> </ul>	公安委員会
教育啓発	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の接遇向上に向けた研修</li> <li>・移動円滑化の促進に関する広報・啓発活動</li> <li>・バリアフリーマップの作成</li> </ul>	各事業者

(7) バリアフリー化促進に関する支援

公共交通機関、建築物、道路、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、国等の支援が用意されています。



このうち、代表的な支援策の内容は以下のとおりです。詳しくは、国土交通省のウェブサイト「バリアフリー関連補助金」に記載されています。

事業名： 地域公共交通確保維持改善事業		
支援策の概要	多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援する。その一環として、高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援。	
支援策の内容	<p><b>対象者</b></p> 交通事業者等（地域における協議会の議論を経て、バリアフリー化設備等整備事業に資する計画を作成することが前提）	<p>市町村（ただし、バリアフリー法第24条の4第1項又は第26条第1項に規定する協議会の構成員）</p>
	<p><b>対象事業</b></p> ○バリアフリー化設備等整備事業 ・鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルのバリアフリー化、待合・乗継環境向上のための設備整備（段差の解消、誘導ブロックの整備等） ・ノンステップバス、リフト付きバスの導入 ・福祉タクシーの導入 他	<p>○地域公共交通バリアフリー化調査事業</p> ・地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想の策定に必要な経費
	<p><b>交付率</b></p> 1/3 等	1/2（上限500万円）
問い合わせ先	<p>【事業全体に関すること】国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL 03-5253-8111（内線54-805） FAX 03-5253-1559</p> <p>【鉄道に関すること】 各地方運輸局鉄道部／沖縄総合事務局運輸部にお問い合わせ下さい</p> <p>【自動車に関すること】 各地方運輸局自動車交通部／沖縄総合事務局運輸部にお問い合わせ下さい</p>	

**整備事例**



車椅子用階段昇降機



ノンステップバス



リフト付きバス



福祉タクシー



事業名 : 都市再生整備計画事業		
支援策の概要	市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。	
支援策の内容	対象者	市町村、市町村都市再生協議会
	対象事業	都市再生整備計画に基づき実施される以下の事業等 ○基幹事業：道路、公園、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業等 ○提案事業：事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）
	対象地域	次のいずれかの要件に該当する地区 【要件①】 ○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下のいずれかの区域に定められているもの等。 （1）市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1 kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500 mの範囲内の区域 （2）市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域 【要件②】 ○地方公共団体において、歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市再生整備計画において記載されている当該市町村における都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域（市街化区域等を除く）。
交付率	40%（国の重要施策に適合するものについては45%）	
その他	—	
問い合わせ先	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL 03-5253-8111（内線32-763） FAX 03-5253-1591	

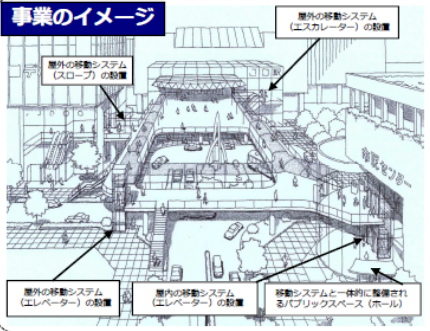


事業名 : 都市・地域交通戦略推進事業		
支援策の概要	都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的として、自由通路、駐車場、バリアフリー交通施設等の公共的空間等の整備に対して支援を行う。	
支援策の内容	対象者	地方公共団体等
	対象事業	1) 整備計画の作成に関する事業 2) 公共的空間等の整備に関する事業（公共的空間の整備、駐車場の整備、バリアフリー交通施設の整備 等） 3) 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業（都市情報提供システムの整備 等）
	対象地域	都市・地域総合交通戦略を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域、バリアフリー法に規定する基本構想において定められている又は定められることが確実と見込まれる区域 等
交付率	1/3以内（立地適正化計画に位置づけられた事業等は1/2以内）	
その他	—	
問い合わせ先	国土交通省 都市局 街路交通施設課 TEL 03-5253-8111（内線32-835） FAX 03-5253-1592	



**事業名 : バリアフリー環境整備促進事業**

<b>支援策の概要</b>	バリアフリー法に基づく基本構想等の策定及び基本構想等に従って行われる移動システム等（動く通路、スロープ、エレベーター等）の整備並びに認定特定建築物等への移動システム等の整備に対し、助成を行う。	
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体、民間事業者、協議会
	<b>対象事業</b>	1) 移動システム等整備事業 ・基本構想等の策定 ・屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等） ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。） ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）等 2) 認定特定建築物等整備事業 ・屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。） ・屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。） ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等
	<b>対象地域</b>	・三大都市圏の既成市街地等 ・人口5万人以上の市 ・一定の要件を満たす都市機能誘導区域 等
	<b>交付率</b>	・地方公共団体又は協議会等が施行者の場合 国：1/3、地方：2/3 ・民間事業者が施行者の場合 国：1/3、地方：1/3、民間：1/3
	<b>その他</b>	-
<b>問い合わせ先</b>	国土交通省 住宅局 市街地建築課 TEL 03-5253-8111（内線39-654） FAX 03-5253-1631	



**事業名 : 既存建築物省エネ化推進事業**

<b>支援策の概要</b>	建築物ストックの省エネ改修等を促進するため、民間等が行う建築物（非住宅）の省エネ改修工事・バリアフリー改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示すること等を要件に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する。	
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	民間事業者等
	<b>対象事業</b>	【要件】 ①躯体（壁・天井等）の改修を伴うこと ②改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること（ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上） ③改修後に一定の省エネ性能を満たすこと ④改修後の省エネ性能を表示すること ⑤事例集への情報提供に協力すること 等（住宅は対象外） 【補助対象費用】 1) 省エネ改修工事に要する費用 2) エネルギー計測等に要する費用 3) バリアフリー改修工事に要する費用（省エネ改修工事と併せてバリアフリー改修工事を行う場合に限る。） 4) 省エネ性能の表示に要する費用 等
	<b>対象地域</b>	全国
	<b>交付率</b>	1/3 等
	<b>その他</b>	補助限度額：建築物：5,000万円/件（省エネ改修工事と併せて、バリアフリー改修を行う場合は7,500万円/件）
<b>問い合わせ先</b>	国土交通省 住宅局 住宅生産課 TEL 03-5253-8111（内線39-437） FAX 03-5253-1629	

**事業のイメージ**

- 建築物省エネ改修等推進事業のイメージ
- <支援対象のイメージ>
- 躯体の省エネ改修
    - ・ 天井、外壁等（断熱）
    - ・ 開口部（複層ガラス、二重サッシ等） 等
  - 高効率設備への改修
    - ・ 空調、換気、給湯、照明 等
  - バリアフリー改修
    - ・ 廊下等の拡幅、手すりの設置、段差の解消 等

<省エネ改修例>

